

かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画

令和6年3月
香川県

目 次

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格と位置づけ	2
(3) 計画の期間及び見直し	3
(4) 計画策定の視点	3

2. 現状

(1) 女性相談の状況	4
(2) 一時保護所・女性自立支援施設の利用状況	6
(3) 意識調査から見た配偶者暴力の実態	9
(4) 配偶者からの暴力に関する相談状況	10
(5) その他相談状況等	13
(6) 協働が可能な民間団体及びその活動の状況	16

3. 基本理念と基本方針

基本理念・基本方針	17
-----------	----

4. 計画の内容

計画の体系・基本目標	18
------------	----

基本方針 1	困難な問題を抱える女性等を 地域で支える意識の醸成	20
(1)	広報・啓発活動、教育の推進	20
(2)	困難な問題を抱える女性等の早期発見と通報体制の充実	22
基本方針 2	いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	24
(3)	子ども女性相談センターの機能強化	24
(4)	相談窓口の充実と関係機関の連携強化	26
(5)	外国人、障害者、高齢者への配慮	29
(6)	困難な問題を抱える女性等の苦情への適切な対応	31
(7)	加害者への適切な対応	32
基本方針 3	安心・安全な保護を受けられる体制づくり	33
(8)	緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	33
(9)	一時保護所、女性自立支援施設の機能の充実	35
基本方針 4	困難な問題を抱える女性等の自立を支える体制づくり	38
(10)	困難な問題を抱える女性等の自立を支援する環境整備	38
(11)	同伴児童に対する支援の充実	42
(12)	民間団体との連携強化と支援	44

資 料

令和元年度香川県民意識調査（抜粋）	47
これまでの主な取組み	56
県内の主な相談窓口	59

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、昭和31年に制定された売春防止法第4章の規定に基づく婦人保護事業が中心でした。婦人保護事業は「売春を行うおそれのある女子」の保護更生を目的とするものとして始まり、社会情勢の変化に伴い女性の支援ニーズが多様化したことを受け、対象者を生活困難や家庭環境の問題等のさまざまな課題を抱えた女性に拡大し実施してきました。

平成13年4月には、配偶者からの暴力に係る通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立しました。

「配偶者暴力防止法」においては、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が被害者の支援を行う機関として位置づけられ、婦人保護事業の根拠法のひとつとなりました。本県では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として、平成18年3月「配偶者暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。その後、平成23年10月に第2次計画を、平成28年1月に第3次計画を、令和3年10月に第4次計画を策定してきました。

この度、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。「困難女性支援法」は女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

「困難女性支援法」において困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めることとされたことを受け、政策的に関連の深い困難女性支援法及び配偶者暴力防止法の両法に基づく新しい計画を一体的に策定します。この計画の対象者は「**困難な問題を抱える女性**」及び「**配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者(性別を問わない)**」であり、総称して「**困難な問題を抱える女性等**」ということとします。この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、困難な問題を抱える女性等の福祉の増進及び自立や配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる困難な問題を抱える女性等に対して効果的に機能することを目指します。

「困難な問題を抱える女性」とは

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)に規定する困難な問題を抱える女性

・困難な問題を抱える女性

困難女性支援法の第2条において、困難な問題を抱える女性については、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」と規定されています。

また、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」には、「法が定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により、従前から婦人保護事業の対象となってきた者(売春を行うおそれのある女子)を含め、必要に応じて、法による支援の対象者となる。」とされており、他施策の支援メニュー(生活保護、児童福祉、生活困窮者支援、母子保健施策など)との連携強化が必要となります。

なお、本計画における「困難な問題を抱える女性」は、上記のとおり、「必要に応じて、法による支援の対象者となる」女性であり、本来、それぞれの権利と意思を尊重され、自立して生活していくことができる方々であることから、必ずしも継続的な手厚い支援や保護を必要としない方々についても幅広く含んでいると考えていますが、計画の特性上、本計画は、とりわけ支援や保護が必要な方々、あるいはその期間に焦点を当てて策定していることを付記します。

「配偶者からの暴力」とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)に規定する暴力

・配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力など)をいい、「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力についても含みます。配偶者からの暴力を受けた被害者は性別を問わず支援の対象となります。

・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力

「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」には、元生活の本拠を共にする交際相手(生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合)からの暴力を含み、「配偶者からの暴力」に準じて、配偶者暴力防止法の適用対象とされます。

(2) 計画の性格と位置づけ

困難女性支援法第8条及び配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画として、本計画を策定するとともに、「第4次かがわ男女共同参画プラン」の基本目標Ⅲ「安全・安心に暮らせる社会の実現」の重点目標11「女性へのあらゆる暴力の根絶」及び重点目標13「困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備」の達成を目指すための計画としても位置づけられます。

また、本計画に掲げる施策と関連する「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」は次のとおりです。



(3) 計画の期間及び見直し

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、年に1回、基本目標の進捗状況を確認します。また、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合や基本目標の修正が必要な場合は、見直しを行うこととし、見直しに当たっては、この計画に定めた基本目標について評価を行うこととします。

(4) 計画策定の視点

- 困難な問題を抱える女性等への支援、配偶者等からの暴力の防止に当たっては、厳正かつ適切な対処とともに、困難な問題を抱える女性等の立場に立った切れ目のない支援が必要であること。
- 困難な問題を抱える女性等の多様なニーズに対応し、施策を総合的に推進するために、関係機関・関係団体、民間団体、県民の連携協力が不可欠であること。

2. 現状

(1) 女性相談の状況

① 県内の女性相談の受付状況

令和4年度の県内の女性相談の受付人数は、全体で1,951人でした。そのうち、女性相談支援センター（旧婦人相談所）での相談受付人数（実人員）は1,123人、県福祉事務所の女性相談支援員（旧婦人相談員）等（3名）の相談受付人数（実人員）は70人、市の女性相談支援員（旧婦人相談員）等（12名）の相談受付人数（実人員）は758人でした。

② 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の相談受付状況

令和4年度の相談受付延べ件数は7,236件であり、過去最多の件数となっています。うち、来所相談では「夫等からの暴力」が189件と最も多く、来所相談全体の約71%を占めています。また、電話相談では「精神的問題」が4,784件と最も多く、電話相談全体の約70%を占めています。

<経路別相談受付状況の推移>

(件)

経路 年度	相談形態	本	警	法	他	他	福	他	社	医	教	労	民	知	そ	計
		人	察	務	の	の	祉	の	会	療	育	働	間	人	の	
		自	関	関	婦	婦	事	相	福	関	関	関	シ	縁	他	
		身	係	係	人	人	務	談	祉	係	係	エ	故			
					相	相	所	機	設			ル	関			
					談	談	関	関	等			タ	係			
					所	員	関	等				ー				
					所	員	等									
					等											
					計											
R2年度	来所相談	250	5			1		9						5	1	271
	電話相談	4,060	103	9	4	127	43	151	6	16	5		16	60	4	4,604
	その他の相談	54<25>						4					2			60<25>
	計	4,364<25>	108	9	4	128	43	164	6	16	5		18	65	5	4,935<25>
R3年度	来所相談	287	1	1			1	33					2	9	3	337
	電話相談	5,103	98	14	9	92	72	140	2	10	4	2	36	71	21	5,674
	その他の相談	83<35>					1<1>						4<1>	6		94<37>
	計	5,473<35>	99	15	9	92	73<1>	173	2	10	4	2	42<1>	86	24	6,105<37>
R4年度	来所相談	226	6			1		30	1					1		265
	電話相談	6,223	99	16	2	83	88	140	9	21	16		12	61	26	6,796
	その他の相談	169<46>					1<1>	1<1>		2<2>				2		175<50>
	計	6,618<46>	105	16	2	84	89<1>	171	10	23	16		12	64	26	7,236<50>

※「その他の相談」はEメール、訪問等での相談を含む。()内はEメール以外の相談 再掲

<年齢別相談受付状況（令和4年度）>

(件)

区分	18歳未満	18~20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
来所相談	9	7	35	67	87	37	20	3	265
電話相談	20	56	1,965	402	1,778	867	1,074	634	6,796
その他の相談		6<6>	9<6>	26<21>	115<4>	9<8>	5<5>	5	175<50>
計	29	69<6>	2,009<6>	495<21>	1,980<4>	913<8>	1,099<5>	642	7,236<50>

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。()内はメール以外の相談 再掲

＜相談主訴別・形態別受付状況＞

相談主訴 相談形態	人間関係										経済関係			医療関係			住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	モ・暴力回閉係	5条違反	ストーカー被害	人身取引	計				
	夫婦		子ども		親族		親戚		その他		その他		その他		その他											その他		その他	
	夫等からの暴力	離婚問題	子どもからの暴力	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	親戚からの暴力	その他の親族からの暴力	その他	暴力	その他	暴力	その他	暴力	その他										暴力	その他	暴力	その他
年度	179	21	4	1	1	26	6	3	3	7	2	1	3	1	1	1	6	5	1	271									
2年度	729	85	153	50	2	167	100	34	209	34	17	49	15	12	576	22	3	10	11	31	2,209	17	22	7	19	4,604			
その他	26(12)	5	1	1	1	9(4)	2(1)	1	3	4(4)	2	2	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	60(25)		
計	934	2	111	158	51	2	168	135	42	213	40	17	60	17	14	578	24	3	11	11	34	2,212	18	22	8	25	4,935		
3年度	225	19	4	4	4	3	29	9	4	6	14	3	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	2	1	2	4	3	337	
電話	897	75	147	35	193	113	33	248	21	19	79	21	2	251	12	8	11	10	27	3,393	4	29	9	17	2	3	5,674		
その他	42(24)	3	5(4)	5(4)	2	1	7(3)	2	1	5(5)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	28	28	28	28	28	28	94(37)		
計	1,164	97	147	44	196	149	42	254	28	19	98	24	3	252	13	13	11	10	27	3,422	6	30	11	21	3	3	6,105		
4年度	189	6	4	4	4	25	3	3	2	3	13	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	3	3	6	2	2	265		
電話	791	43	138	32	4	157	139	23	194	21	39	9	4	226	10	4	2	5	18	4,784	9	5	15	12	21	3	6,796		
その他	42(21)	2	2(2)	2(2)	18(17)	1	10(10)	1	1	10(10)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	100	100	100	100	100	100	175(50)		
計	1,022	51	138	38	4	157	182	26	197	23	42	114	9	5	227	11	6	2	5	18	4,886	9	5	18	18	23	7,236		

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。＜＞内はメール以外の相談 再掲、（ ）内は妻からの暴力 再掲

資料：「令和5年度版（令和4年度実績）業務概要」（子ども女性相談センター作成）

(参考) 外国人からの相談受付状況

	R2年度		R3年度		R4年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
来所相談	3	4	6	9	9	15
電話相談	4	10	10	24	10	85
その他の相談	1<1>	2<2>	1<1>	2<2>	3<3>	9<9>
一時保護	2	2	2	2	4	5

※「その他の相談」はメール、訪問等での相談を含む。〈 〉内はメール以外の相談 再掲

資料：「令和5年度版（令和4年度実績）業務概要」（子ども女性相談センター作成）

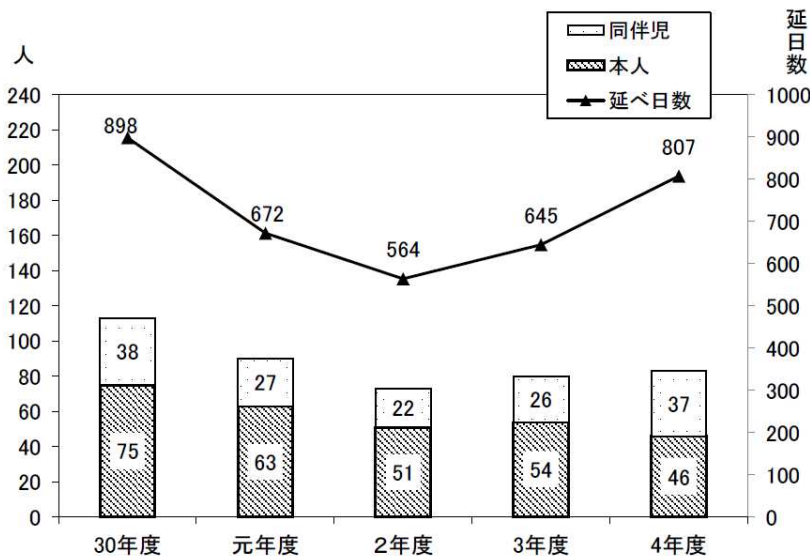
(2) 一時保護所・女性自立支援施設の利用状況

① 一時保護の状況

令和4年度中に一時保護された女性は46人（延べ日数412日）で、その同伴家族（子ども等）は37人となっています。このうち、配偶者等からの暴力の被害者が29人で全体の60%を超えており、その同伴家族は35人となっています。令和4年度中の一時保護のうち、一時保護委託の件数は3件あり、3件とも委託先は民間シェルターでした。

<利用実人員及び延日数の推移>

区分	R2年度			R3年度			R4年度										
	実人員	延日数		実人員	延日数		実人員	延日数									
本人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計					
	34	17	51	262	147	409	36	18	54	282	126	408	26	20	46	225	187
同伴児	22		155		26		237		37		395						
計	73		564		80		645		83		807						



資料：「令和5年度版（令和4年度実績）業務概要」（子ども女性相談センター作成）

<一時保護所入所理由>

(件)

区分 年度	人間関係											経済関係			医療		同居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	ストーカー被害	人身取引	計				
	夫等			子ども		親族		交際相手		その他の者の暴力	男女問題	家庭不和	その他	生活困窮	借金・サラ金	求職									その他	病	妊娠・出産	精神的問題・その他
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	夫等のその他	子どもからの暴力	子どもからのその他	親からの暴力	その他の親族の暴力	親族のその他																			
R2年度	26	1	1	1	10		2	4										1			4	1			51			
R3年度	33	1		3	7	2	2	2						1							1	1		1	54			
R4年度	29			3	6	1	1	4													2				46			

<退所後の状況>

(件)

区分 年度	女性保護施設入所	家庭復帰	縁故者引き取り	アパート等入居	就労(住宅付)	福祉事務所へ移送	入院	他県の婦人相談所へ移送	母子生活支援施設入所	その他の関係施設へ移送	その他	計	次年度へ継続
R2年度	20	9	13				1			5	2	50	1
R3年度	18	14	9	4						6		51	3
R4年度	19	15	7	2						2		45	1

資料：「令和5年度版(令和4年度実績)業務概要」(子ども女性相談センター作成)

② 女性自立支援施設(旧婦人保護施設)「玉藻寮」の状況

令和4年度の女性自立支援施設「玉藻寮」入所状況については、実人員(本人)が20人、延日数は758日でした。入所期間が長期化したケースが多く、過去最大の延日数となっています。入所理由は「夫等の暴力」が12件(60.0%)で最も多くなっています。

<利用実人員及び延人数の推移>

区分	R2年度						R3年度						R4年度					
	実人員			延日数			実人員			延日数			実人員			延日数		
本人	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計	単身	母子	計
		18	7	25	576	98	674	12	6	18	266	161	427	12	8	20	427	331
同伴家族	5			106			11			307			16			677		
計	30			780			29			734			36			1435		

資料：「令和5年度版(令和4年度実績)業務概要」(子ども女性相談センター作成)

<入所理由>

(件)

区分 年度	人間関係							経済関係			医療 病 気	住 居 問 題	帰 住 先 な し	売 春 強 要	不 純 異 性 交 遊	妊 娠 ・ 出 産	家 庭 不 和	ス ト ー カ ー 被 害	人 身 取 引	計				
	夫等 の 暴 力	子ども の 暴 力	親 の 暴 力	親族 の 暴 力	その他の 親族 から の 暴 力	交際相手 の 暴 力	交際相手 から の 暴 力	その他 の 者 の 暴 力	男 女 問 題	そ の 他											生活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金	求 職	そ の 他
	R2年度	10		6			1		4															
R3年度	11		4					1			1								18					
R4年度	12		2					4											20					

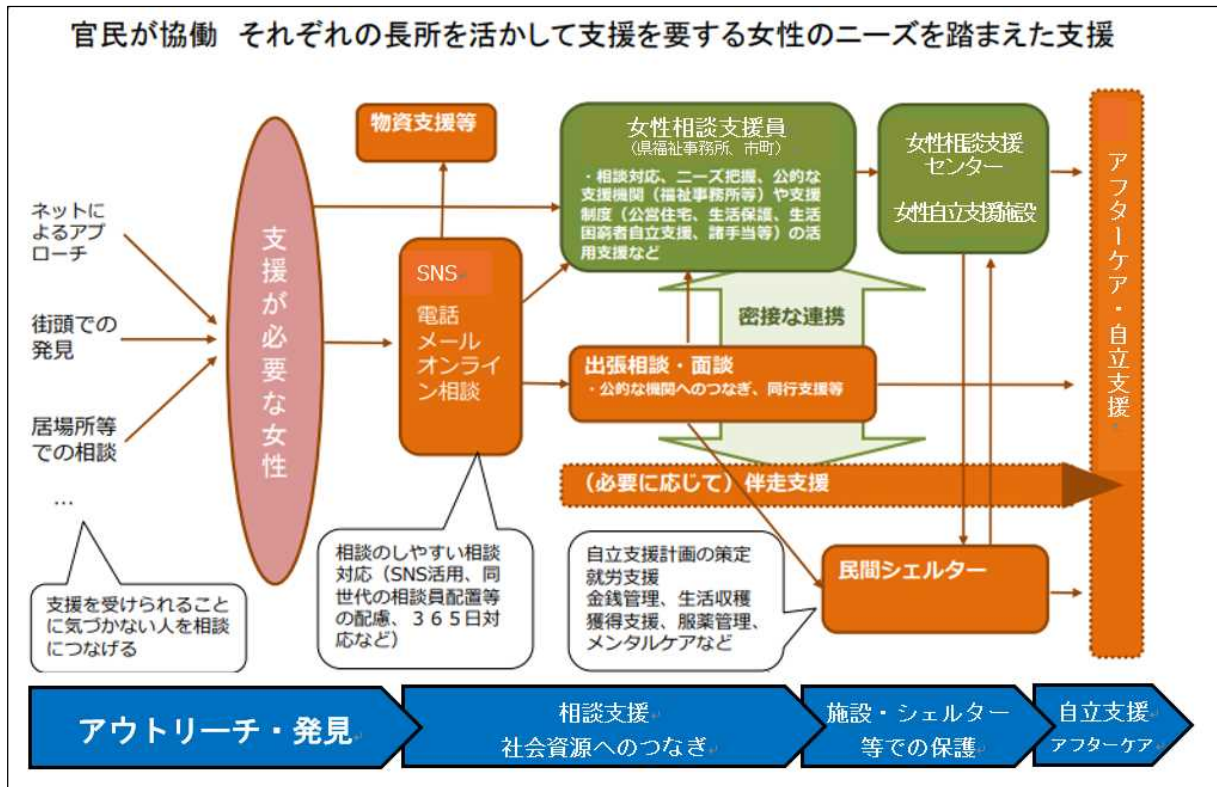
<退所後の状況>

(件)

区分 年度	家 庭 復 帰	縁 故 者 引 取 り	ア パ ー ト 等 入 居	就 職 (住 宅 付 入 院)	入 院	母 子 生 活 支 援 施 設 入 所	他 の 社 会 福 祉 施 設 入 所	そ の 他	計	次 年 度 へ 継 続
R2年度	2	2	8	2	1	2	1	6	24	1
R3年度	2	1	9	2			1	2	17	1
R4年度	2	2	10	1		1	3		19	1

資料：「令和5年度版（令和4年度実績）業務概要」（子ども女性相談センター作成）

(参考) 支援が必要な女性の発見から自立までの支援フローチャート



(厚生労働省の資料を一部加工)

(3) 意識調査から見た配偶者暴力の実態

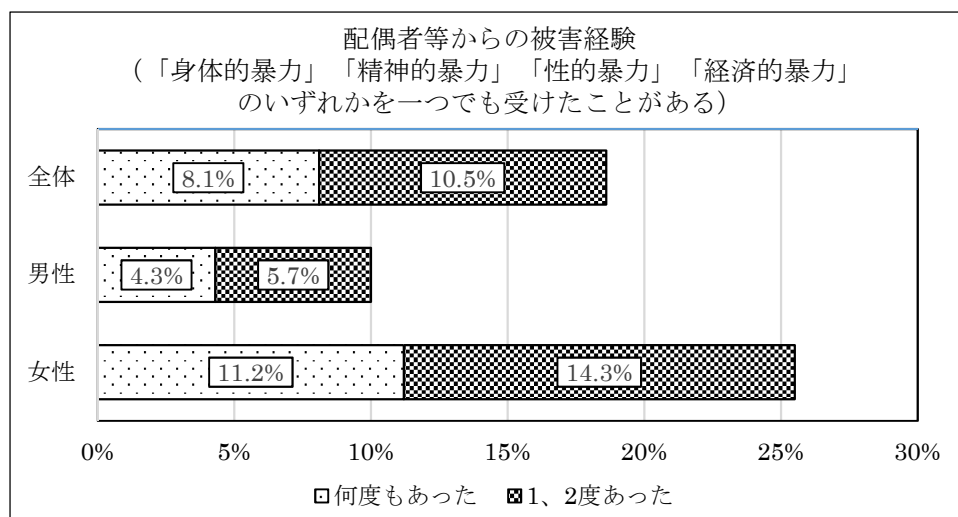
① 配偶者からの暴力についての認知状況

本県が令和元年度に実施した「香川県民意識調査」では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、「配偶者等の暴力から被害者を守るために、法律（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）があること」について62.8%が、「配偶者等からの暴力には、なぐる、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること」について76.0%が知っていると答えています。このことから、配偶者からの暴力についての認識は、ある程度は浸透していると考えられるものの、前回の平成26年度に実施した同調査と比べると「『法律』があること」について知っていると答えた人の割合は6.0ポイント低くなっており、より一層の普及啓発が必要と考えられます。

② 配偶者からの暴力の実態

同調査では、女性の11.2%、男性の4.3%が、これまでに配偶者から「身体的暴力の被害」、「精神的暴力の被害」、「性的暴力の被害」、「経済的暴力の被害」のいずれかを受けたことが「何度もあった」と答えており、女性が男性より6.9ポイントほど上回っています。

配偶者からの暴力の相談先については、36.4%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、その理由については、「自分にも悪いところがあったから」33.7%に次いで、「相談してもむだだと思ったから」31.4%、「相談するほどのことではないと思ったから」26.7%、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっているとと思ったから」25.6%、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」15.1%となっています。このことから、被害がまだまだ潜在化していることがうかがえます。



資料：香川県「香川県民意識調査」(R元年度)

内閣府が令和2年度に行った「男女間における暴力に関する調査」でも、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかを受けたことが「何度もあった」という人は、女性10.3%、男性4.0%で、女性が男性より6.3ポイントほど上回っています。

また、配偶者からの暴力の相談先についても、どこ（だれ）にも相談しなかった人は、47.4%となっています。

(4) 配偶者からの暴力に関する相談状況

① 配偶者暴力相談支援センター（子ども女性相談センター）での相談状況

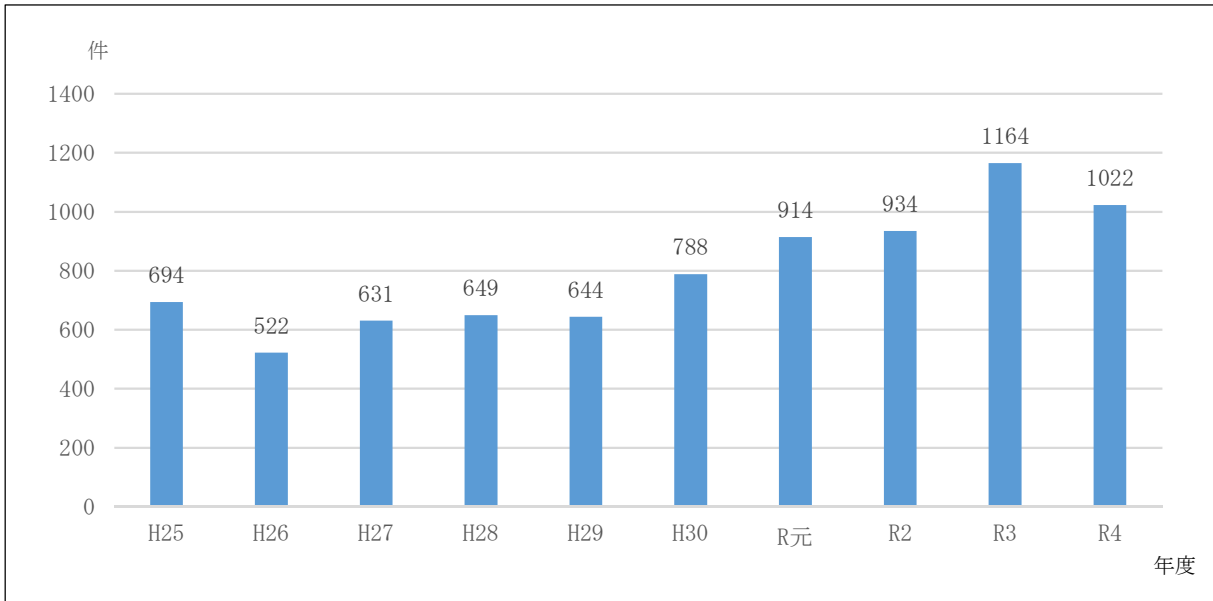
配偶者暴力防止法では、県が設置する女性相談支援センターなど適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターとして被害者の相談に応じ、一時保護を行うこととされており、本県では子ども女性相談センターが唯一の配偶者暴力相談支援センターとなっています。全国で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設は、令和5年7月3日現在313か所となっており、令和3年度には全国で122,478件（内閣府資料）の相談が寄せられました。

県子ども女性相談センターが受け付けた「夫等の暴力を主訴とする相談」件数は、年々増加傾向にあります。直近の令和4年度は1,022件となっており、過去2番目に多く、相談者の内訳を見ると99.0%が女性で、20歳代から40歳代が約6割を占めています。また、本人から直接相談があったのは62.7%ですが、知人・縁故者からの相談も3.8%ありました。なお、「妻からの暴力」を主訴とする男性からの相談も一定数あります。

相談の結果、一時保護等に至った人の数は減少傾向にあります。また、その状況を見ると、子どもを同伴している人も多く、子どもへの支援も必要になっています。

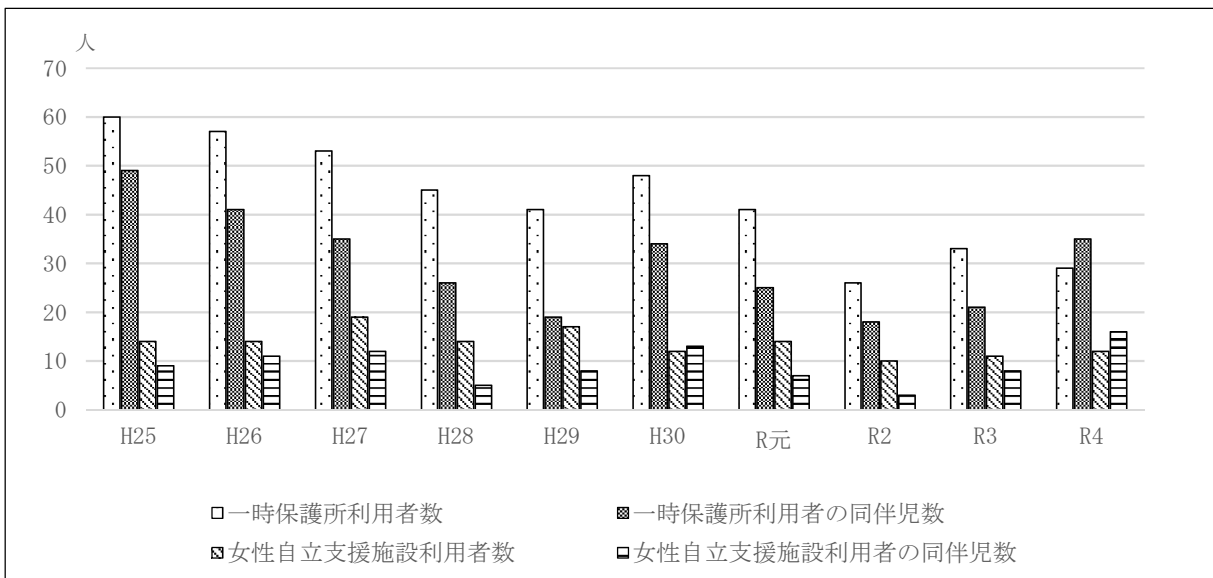
「夫等の暴力を主訴とする相談」件数

(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
相談件数	694	522	631	649	644	788	914	934	1164	1022
妻からの暴力	1	5	0	1	12	7	6	11	11	10
対25年度比(%)	100.0	75.2	90.9	93.5	92.8	113.5	131.7	134.6	167.7	147.3



「夫等の暴力を理由とする」一時保護等の状況

(年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
一時保護所	利用者数	60	57	53	45	41	48	41	26	33	29
	利用者の同伴児数	49	41	35	26	19	34	25	18	21	35
女性自立支援施設	利用者数	14	14	19	14	17	12	14	10	11	12
	利用者の同伴児数	9	11	12	5	8	13	7	3	8	16



資料：子ども女性相談センター調べ

② 警察での配偶者暴力防止法に基づく相談対応状況

配偶者暴力防止法に基づく相談対応件数は、平成27年までは年間200件前後で推移していましたが、平成28年以降は年間400件以上に急増し、令和2年に376件まで減少したものの、令和3年及び令和4年は500件を超えています。

また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の件数は、平成29年の54件をピークに、以後減少傾向にあり、令和4年は16件となっています。

県警察での相談対応件数と受理した保護命令通知件数

(年)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
相談対応件数		177	221	183	456	484	432	452	376	551	504
保護命令通知受理件数	退去・接近禁止・電話等禁止命令	5	9	6	12	10	5	10	7	2	4
	退去・接近禁止命令	3	5	1	1	0	1	0	0	1	0
	接近禁止・電話等禁止命令	21	24	17	31	36	22	19	21	9	11
	接近禁止命令のみ	2	4	10	6	8	2	2	2	2	1
	退去命令のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計件数	31	42	34	50	54	30	31	30	14	16
(参考) 全国保護命令件数 「最高裁判所事務総局資料」		2,312	2,528	2,400	2,082	1,826	1,700	1,591	1,465	1,334	1,082

※ 相談対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談・援助要求・保護要求等を受け、または被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談対応票」を作成した件数をいう。

※ 保護命令通知受理件数とは、裁判所により保護命令が発令された際に、香川県警察本部が裁判所から受け取った「保護命令があった旨の通知文書」の件数をいう。

資料：香川県警察本部調べ

【用語解説】

● 保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力や、生命、身体、自由、名誉又は財産に対する脅迫によって被害者の生命または心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、被害者からの申立てにより、裁判所が相手配偶者等に対して発する命令。保護命令には①被害者への接近禁止命令、②被害者と共に住む住居からの退去命令、被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するための③被害者の子または親族等への接近禁止命令、④電話等の禁止命令、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、⑤当該子への電話等禁止命令がある。

(5) その他相談状況等

① かがわ男女共同参画相談プラザの相談受付状況

令和4年度のかがわ男女共同参画相談プラザの相談件数は、一般相談のみで1,123件でした。相談内容については、配偶者・子ども・親族など、家庭の問題に関する相談が多く、相談のほとんどが女性からとなっています。

<対応方法別>

(件)

		29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
一般相談	電話相談	2,398	1,950	1,503	1,488	1,388	1,102
	面接相談	68	67	73	33	52	17
	その他(メール)	3	11	57	78	66	4
特別相談	法律相談	3	3	3	0	2	0
	こころの相談	2	1	0	0	0	0
合計		2,474	2,032	1,636	1,599	1,508	1,123

<相談内容別>

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
家庭の問題	818	522	527	506	415	289
うち配偶者	476	287	297	276	183	134
うち配偶者暴力	43	11	4	4	16	4
うち子ども	169	146	109	141	112	76
うち親族など	173	89	121	89	120	79
男女問題・セクハラ等人間関係	283	271	253	137	157	102
経済関係	185	106	94	47	163	160
医療関係	924	916	459	433	378	269
その他	5	9	7	26	6	8
問い合わせ等	259	208	296	450	389	295
合計	2,474	2,032	1,636	1,599	1,508	1,123

資料：かがわ男女共同参画相談プラザ調べ

② 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」の相談受付状況

令和4年度の相談受付件数は372件あり、被害内容別では「強制性交」が186件と最も多くなっています。匿名での相談受付であるため、正確な男女別の件数は不明ですが、電話相談の8割以上、来所相談のほとんどが女性からとなっています。

<対応方法別>

(件)

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話相談	161	254	265	365	496	365
面接相談	36	29	39	18	10	5
法律相談	3	9	8	11	6	2
心の相談	2	8	1	5	3	0
合計	202	300	313	399	515	372

<相談者別>

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本人	152	237	231	323	471	343
家族・親族	22	44	69	58	18	8
知人・友人	11	15	5	8	17	7
その他	17	4	8	10	9	14
合計	202	300	313	399	515	372

<被害内容別>

	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
強制性交	72	55	114	82	194	186
強制わいせつ	35	100	100	103	94	40
DV	5	26	25	7	20	4
性虐待	39	18	23	30	5	2
その他性暴力	25	85	26	59	77	27
その他	26	16	25	118	125	113
合計	202	300	313	399	515	372

資料：性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」調べ

③ SNSを活用した心のケア相談の状況

本県障害福祉課において、心の変調が生じた方の不安やストレスを軽減するため、LINEで心の健康に関する相談を受け付けています。

令和3年度集計では、女性の相談が全体の8割を超えており、特に20代、40代の女性の相談が多く、令和4年度集計では、男性の相談も増えてきましたが、男性と女性を比較すると、女性からの相談件数の方が多くなっています。また、20代からの相談が一番多くなっています。

<相談者年代別>

(件)

年齢	令和3年度 (令和4年1月17日～3月31日)			
	男性	女性	未回答	合計
10歳未満	0	3	0	3
10歳代	21	37	3	61
20歳代	12	99	0	111
30歳代	6	38	1	45
40歳代	2	68	1	71
50歳代	1	9	0	10
60歳代	0	2	0	2
70歳代～	0	0	0	0
答えたくない	0	5	4	9
合計	42	261	9	312

令和4年度			
男性	女性	未回答	合計
2	4	0	6
80	343	37	460
570	533	4	1,107
63	285	4	352
141	328	9	478
26	84	2	112
190	24	0	214
0	0	0	0
2	9	45	56
1,074	1,610	101	2,785

<主な相談内容(複数回答あり)>

相談種類	令和3年度 (令和4年1月17日～3月31日)			
	男性	女性	未回答	合計
家族	4	58	2	64
健康	6	53	1	60
経済生活	0	4	0	4
勤務	4	33	0	37
男女	2	15	0	17
学校	7	9	0	16
メンタル不調	6	59	0	65
自殺念慮	0	6	0	6
その他	22	108	7	137
合計	51	345	10	406

令和4年度			
男性	女性	未回答	合計
109	304	9	422
416	260	13	689
68	37	3	108
235	375	1	611
92	66	0	158
72	116	1	189
304	380	17	701
7	16	2	25
294	566	71	931
1,597	2,120	117	3,834

資料:「SNSを活用した心のケア相談月別報告書」(香川県障害福祉課作成)

④ ひとり親家庭への支援の状況

本県において、ひとり親支援の施策として、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親家庭への学習支援、母子・父子自立支援員による相談支援などを実施しています。

このうち、児童扶養手当とは、父または母のいない家庭の児童、父または母がいても身体などに重度の障害があって、一家の生計をみることができない状態にある家庭などの児童の福祉の増進をはかるため、18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に所得に応じて支給されるものであり、令和4年度末時点の受給者数のうち、約90%が母子世帯の母となっています。

【児童扶養手当受給者数：令和5年3月31日現在】

受給者区分	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	計
受給者数	6,513人	463人	242人	7,218人
(割合)	(90.2%)	(6.4%)	(3.4%)	

資料：香川県子ども家庭課作成

(6) 協働が可能な民間団体及びその活動の状況

- 本県では、県内にある民間シェルターを運営する法人に委託し、高年齢又は障害等の特性がある児童を同伴している配偶者等からの暴力の被害者等への支援の充実を図るための「一時保護委託事業」や、新たな居住場所や就業先を確保し、民間シェルターを退所する被害者等に対し、家庭訪問や職場訪問等による継続的な相談を行うことによって、自立の継続と地域での定着に向けた支援を行う「DV被害者等自立生活援助事業」を行っています。
- 本県では、保護者のもとを離れて児童養護施設等で生活した経験のある児童の自立を支援するアフターケア事業について、県内のアフターケア事業所に委託し実施しています。アフターケア事業所では生活相談支援員を配置し、退所後の生活や就労の相談、居場所提供等を行っています。保護者のもとを離れて児童養護施設等で生活した経験のある若年女性に対しては、アフターケア事業所と女性相談支援センターとが連携してアフターケアを実施しています。

3. 基本理念と基本方針

困難な問題を抱える女性等の適切な保護と自立支援、配偶者等からの暴力の防止を図るための施策を実施するに当たり、次のとおり基本理念と基本方針を定めます。

基本理念

**困難な問題を抱える女性等が
それぞれの意思を尊重され、
必要に応じた支援を受けながら、
安心かつ自立して暮らせる社会の実現**

基本方針

- 1 困難な問題を抱える女性等を
地域で支える意識の醸成**
- 2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり**
- 3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり**
- 4 困難な問題を抱える女性等の
自立を支える体制づくり**

4. 計画の内容

計画の体系

基本方針	項目	今後の方策
1 困難な問題を抱える女性等を地域で支える意識の醸成	(1) 広報・啓発活動、教育の推進	① 県民への広報・啓発活動の充実 ② 学校等での教育・啓発 ③ 市町による広報・啓発活動の推進
	(2) 困難な問題を抱える女性等の早期発見と通報体制の充実	① 児童、障害者及び高齢者相談窓口等との情報共有 ② 医療関係者・学校関係者等の理解の促進 ③ 民生委員・児童委員等への働きかけ
2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり	(3) 子ども女性相談センターの機能強化	① 相談体制の強化 ② 相談員等の資質向上と心理的ケアの充実 ③ 市町等相談窓口への支援体制の強化
	(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化	① 相談体制の充実 ② 相談員等の資質向上 ③ 関係機関の連携強化
	(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮	① 外国人や障害者に配慮した情報提供 ② 外国人が相談しやすい体制づくり ③ 障害者が相談しやすい体制づくり ④ 高齢者が相談しやすい体制づくり
	(6) 困難な問題を抱える女性等の苦情への適切な対応	① 各窓口における苦情処理体制の整備 ② 同様の苦情を繰り返さないための取組み
	(7) 加害者への適切な対応	① 加害者相談の体制整備 ② 加害者の更生への取組み ③ 加害者への厳正な対処
3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり	(8) 緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化	① 安全な保護のための関係機関の連携強化 ② 医療機関への対応 ③ 広域連携による保護の実施
	(9) 一時保護所、女性自立支援施設の機能の充実	① きめ細かな配慮の徹底 ② 職員の資質向上と心理的ケアの充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 一時保護委託施設等の確保及び支援の充実
4 困難な問題を抱える女性等の自立を支える体制づくり	(10) 困難な問題を抱える女性等の自立を支援する環境整備	① 適切な情報提供と支援 ② 自立のための心理的ケアの充実 ③ 住宅の確保に向けた支援 ④ 就業への支援 ⑤ 生活への支援 ⑥ アフターケア ⑦ 保護命令制度に関する情報提供 ⑧ 保護命令の通知を受けた場合の対応
	(11) 同伴児童に対する支援の充実	① 子どもに対する心理的ケア等の充実 ② 子どもの保育、教育の保障
	(12) 民間団体との連携強化と支援	① 民間団体との連携強化 ② 民間団体への支援

基本目標（数値目標）

基本目標		現状値 (R5 年度)	目標値	関連する 基本方針
1	普及啓発・デートDV出前講座等で講師派遣を実施した回数	年9回	年20回	基本方針1
2	市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センターの参画数	7/17 市町	17/17 市町	基本方針2
3	県における支援調整会議（実務者会議）の開催	—	年1回開催	基本方針2
4	県における支援調整会議（個別ケース検討会議）の開催	—	随時開催	基本方針2
5	女性相談関係者などに対する資質向上研修の開催及び講師派遣等の回数	年13回	年15回	基本方針2 基本方針3
6	支援調整会議への民間団体の参加	—	有	基本方針2 基本方針4
7	民間団体との協働（事業委託）	1団体	2団体	基本方針4

基本方針 1 困難な問題を抱える女性等を地域で支える意識の醸成

(1) 広報・啓発活動、教育の推進

【現状と課題】

平成 13 年 4 月の配偶者暴力防止法の制定後、本県では、広報誌や新聞広告、リーフレット、相談カードの配布などさまざまな広報活動により「配偶者からの暴力は許さない」という意識啓発を図ってきました。令和元年度に実施した「香川県民意調査」によると、配偶者からの暴力についての認識はある程度浸透しているものの、その一方で、配偶者からの暴力の相談先については、36.4%の人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えており、被害はまだまだ潜在化していると考えられます。

このため、配偶者からの暴力は、身体に対する暴力のみならず精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを引き続き啓発するとともに、子どもがいる場面での暴力（面前DV）は、被害者だけでなく、子どもに心理的外傷を与えるものであることを啓発する必要があります。

また、暴力による被害を受けた場合には、被害者の立場に立った相談や保護などのさまざまな支援が受けられることのほか、暴力を受けた被害者を発見した場合には、支援センターや警察に通報するよう努めるべきことなどについて、一層広報する必要があります。

さらに、若年層の交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）が問題化しており、同調査においても、10～20 歳代の頃に交際相手からの暴力の被害経験がある人がいることが把握されています。

学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科や道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間など、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行い、また、教職員に対して、さまざまな機会をとらえて、人権に関する研修を実施しているところです。配偶者からの暴力を防止するためには、10～20 歳代の若年層に対し、学校・家庭・地域において人権尊重の意識を高める教育・啓発や男女共同参画の理念に基づく教育などを推進するとともに、関係機関と連携して出前講座等の啓発活動を実施することで、早期から配偶者や交際相手からの暴力について考え、正しい認識を持てるような機会を提供する必要があります。

特に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については、平成 25 年の配偶者暴力防止法改正により、配偶者からの暴力に準じて法の適用対象とされたため、このような暴力を受けた被害者も含めて、相談窓口や支援制度などについて周知を行う必要があります。

令和 4 年に困難女性支援法が制定され、配偶者からの暴力被害の問題のみならず、女性であることにより、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情から日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、最適な支援が受けられるよう体制を整備することが求められています。女性が直面している問題は多様化し、また複合的に困難な問題を抱える女性も増加していると考えられますが、困難な問題を抱える女性が利用できる相談窓口や支援制度などについて周知を行っていく必要があります。

さらに、地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、住民の最も身近な行政主体である市町の役割が大変重要です。平成 19 年の配偶者暴力防止法改正により、市町村における取組みを一層促進するため、市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。また、困難女性支援法の施行により、市町村は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

このため、県では、市町に対し、必要な支援を行いながら、困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の早期策定を働きかけていく必要があります。

【今後の方策】

①県民への広報・啓発活動の充実

- 配偶者等からの暴力、性被害、望まない妊娠等について、講演会の開催のほか、リーフレットや相談カードの配布、公的機関等におけるポスター掲示、県ホームページへの掲載などにより、広報・啓発活動を行い、相談窓口の周知や県民の意識や理解の向上を図ります。特に、若年層の性暴力被害予防月間、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の期間、人権週間の機会を捉え、パネル展やキャンペーンの実施など、積極的な啓発活動に努めます。
- 地域で開催される研修会や学習会に対し、講師の派遣、リーフレットや相談カードの提供などを行い、自主的な取組みを支援します。
- 民間店舗などに、リーフレットや相談カードの設置を働きかけ、理解と協力を求めます。

②学校等での教育・啓発

- 学校においては、一人ひとりが豊かな人権感覚を持ち、人権についての思考力や判断力を身につけることができるよう、人権についての正しい理解と認識を深めるとともに、課題解決のための意欲や態度を高め、積極的に行動しようとする子どもを育成します。
- 性に関する指導や生命（いのち）の安全教育のなかで、発達段階に応じ、性暴力等の未然防止や課題解決に向け、子ども自身が自ら考え行動しようとする態度や、適切に対応する力を育成します。
- 教職員やスクールソーシャルワーカー等学校関係職員が、人権問題についての深い認識と人権教育に関する高い指導力のもと、人権尊重の精神に根ざした学校教育を展開でき、必要に応じて各種相談窓口と連携できるよう、教職員研修の充実に努めます。
- 暴力の防止に資するよう、大学などと連携して学生を対象とした講演会を開催するほか、中学校、高等学校、短期大学、大学へ講師を派遣しデートDVの出前講座を行うなど、若年層を対象とした教育・啓発に取り組みます。
- メール相談の周知・啓発等、相談しやすい窓口の周知に努めます。

③市町による広報・啓発活動の推進

- 市町に対し、困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画が早期に策定されるよう、助言や情報提供による支援を積極的に行います。
- 市町に対し、若年層の性暴力被害予防月間、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動、人権週間などの機会を捉えて、広報誌などを活用した積極的な広報や啓発を行うよう働きかけるほか、市町保健センター等と連携し、乳児健診などの機会に、相談窓口を紹介するなど適切な情報提供に努めます。

県民に期待すること	暴力は、人権侵害であり決して許されるものでないことを家庭内で認識し、身近に困難な問題を抱える女性や暴力の被害者がいれば相談窓口や支援制度があることなどを助言する。
事業者期待すること	困難な問題を抱える女性等に対して必要な情報を提供する。
市町に期待すること	地域の実情を踏まえた市町村基本計画を策定するとともに、地域に密着した広報・啓発活動を推進する。

(2) 困難な問題を抱える女性等の早期発見と通報体制の充実

【現状と課題】

市町、福祉関係者、医師その他の医療関係者、学校関係者や民生委員・児童委員は、困難な問題を抱える女性等を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期待されています。また、学校、保育所などの職員は、不登校や子どもの不自然な様子から家庭内の暴力に気づく場合もあります。

また、配偶者暴力防止法では、配偶者等からの暴力の被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターや警察に対して通報するよう努めなければならないと定められています。

これまで、本県では、配偶者等からの暴力の防止に関するリーフレットや相談カードを、医療機関や保育・教育機関、民生委員・児童委員、人権擁護委員などに配布して、被害者の早期発見や、相談窓口の情報提供などの支援について協力を求めてきました。

今後は、配偶者等からの暴力の被害者だけでなく困難な問題を抱える女性の早期発見と、困難な問題を抱える女性等の意思を尊重しつつ状況に応じて子ども女性相談センターへの相談や警察への通報が迅速に行われるよう、医療機関や教育機関、民生委員・児童委員など福祉関係者に対し、積極的に理解と協力を求めていく必要があります。

【今後の方策】

①児童、障害者及び高齢者相談窓口等との情報共有

- 市町、児童相談所、障害者虐待防止センター、地域包括支援センターなど虐待対応関係機関と困難な問題を抱える女性等の早期発見を意識しながら、相互に情報共有できるよう努めます。
- 困難な問題を抱える女性等が抱える問題は多様化していることから、生活困窮者支援、母子保健、子育て支援、障害、こころの相談、LGBTQ（性的少数者）の窓口のほか各種SNS相談窓口など、多種多様な窓口から、地域の女性相談窓口や子ども女性相談センターなどに適切につながるよう働きかけるなどにより、早期発見に努めます。

②医療関係者・学校関係者等の理解の促進

- 「支援者のための対応マニュアル」を改訂し、関係団体と連携して、困難な問題を抱える女性等への支援や配偶者等からの暴力についての正しい理解、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、子ども女性相談センター、女性相談員、相談機関の機能などについて広報や研修を行い、日常業務の中で困難な問題を抱える女性等が早期発見されやすい環境づくりに努めます。
- 医療関係者向けに作成した「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用して、困難な問題を抱える女性等が早期発見されやすい環境づくりに努めます。
- 教職員向け児童虐待対応の手引「虐待から子どもを守る！」に基づき、虐待の早期発見に努めるとともに、市町や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行います。

③民生委員・児童委員等への働きかけ

- 民生委員・児童委員や人権擁護委員に対し、今後も、地域の中で困難な問題を抱える女性等の早期発見や相談窓口の情報提供が行えるよう、リーフレットや相談カードなどの提供を行うほか、講演会や研修会などへの参加を勧め、理解と協力を求めます。

県民に期待すること	困難な問題を抱える女性等を発見した場合には、子ども女性相談センターや警察、市町相談窓口等への情報提供・通報に努める。
関係者に期待すること	困難な問題を抱える女性等に対して必要な情報を提供する。また、困難な問題を抱える女性等の意思を尊重しつつ状況に応じて子ども女性相談センターへの情報提供や警察への通報に努める。
市町に期待すること	関係者への研修や住民への意識啓発を図るとともに、困難な問題を抱える女性等を発見したときは、子ども女性相談センターや警察と情報共有して対応する。

【用語解説】

● 地域包括支援センター

介護保険法（第115条の46第2項）に基づき、市町が設置することができる施設で、包括的支援事業その他厚生労働省で定める事業を実施し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

● 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法（第32条）に基づき、市町が設置する機関で、養護者、障害者福祉施設従事者や使用者による障害者虐待に関する通報や届出の受理、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言を行うほか、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報等を行う。

基本方針2 いつでも誰でも安心して相談できる体制づくり

(3) 子ども女性相談センターの機能強化

【現状と課題】

本県では、配偶者暴力防止法の制定以前から、子ども女性相談センターが婦人相談所（現女性相談支援センター）の役割を担い、婦人相談員（現女性相談支援員）を設置して夫等からの暴力も含めた、女性に関するあらゆる相談や保護を行ってきました。

配偶者暴力防止法の制定により、平成 14 年度からは、子ども女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけ、婦人相談員等による来所相談、電話相談員による電話相談、メール相談、女性弁護士による法律相談、24 時間対応での緊急保護、心理担当職員によるカウンセリング、自立に向けての情報提供、保護命令の申立ての支援などを行ってきました。また、対応が困難な事案への対応のため、児童相談所に配置されている警察官OBや非常勤嘱託弁護士に協力を依頼するなど、相談、保護、自立支援体制を充実させてきました。

さらに、平成 19 年の配偶者暴力防止法改正で、被害者にとって最も身近な市町村において配偶者等からの暴力の被害者の支援を一層進める観点から、市町村の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされました。

併せて、困難女性支援法においては、市町村は困難な問題を抱える女性にとって支援のきっかけとなる相談機能を果たすとともに、市町村内の関係部署が相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供することが求められています。

このため、子ども女性相談センターでは、女性相談支援センターと配偶者暴力相談支援センターを兼ねた本県における対策の中核として、援助が困難な事案や専門的・広域的な対応が求められる事案に対応するため、相談体制の強化を図るとともに、市町の取組みを促進するため、きめ細かな助言や情報提供、市町間の調整、実務的な研修などを行う必要があります。

【今後の方策】

①相談体制の強化

- 相談から保護・自立支援に向け中心的な役割を果たすため、女性相談支援員による面接相談に加え、電話相談やメール相談、弁護士による法律相談を行うとともに、市町や警察など関係機関との総合調整を図るほか、市町職員へのスーパーバイズやアウトリーチの実施なども見据え、引き続き子ども女性相談センターの相談体制及び人員体制の強化に努めます。
- 暴力などの問題に加え、児童虐待が疑われるような相談に対しては、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターが、児童相談所や要保護児童対策地域協議会などと情報共有を行い、連携しながら対応します。

②相談員等の資質向上と心理的ケアの充実

- 各種研修会への参加や、各分野の専門家を招いた事例検討などにより、相談員等の資質向上を図るとともに、スーパーバイズを受ける機会の確保に努めます。
- 暴力被害等により、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の症状が見られる困難な問題を抱える女性等や、将来への不安などにより精神的に不安定な状態にある困難な問題を抱える女性等に対し、医療機関等との連携による、心理的ケアの充実に努めます。

③市町等相談窓口への支援体制の強化

- 子ども女性相談センター職員が、スーパーバイズなど、相談窓口等への実務的支援を行います。
- 市町が実施する関係職員向け研修に対し、情報提供や子ども女性相談センター職員による講師派遣を行います。

【用語解説】

● **要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法第 25 条の 2 の規定により各市町に設置される協議会。要保護児童や要支援児童及びその保護者、特定妊婦に対して、適切な保護や支援を行うために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。

● **スーパーバイズ**

より経験のある者がケース（事例）を評価・検討し、教育・訓練・指導を行うこと。

● **アウトリーチ**

インターネットの活用や巡回等により、支援を必要としながらも潜在化している対象者に支援機関等から働きかけて支援につながることをめざすこと。

(4) 相談窓口の充実と関係機関の連携強化

【現状と課題】

女性に関するあらゆる相談や配偶者等からの暴力の相談は、子ども女性相談センターや保健福祉事務所、市福祉事務所のほか、さまざまな機関で受け付け、困難な問題を抱える女性等が気軽に安心して相談できる相談体制の充実に取り組んできました。

警察においては、加害者に対する取締りを強化するとともに被害者の安全の確保に努め、特に、女性の被害者が相談しやすい環境づくりとして、各警察署に女性警察官を配置するなど相談体制も充実させてきました。

このような中、平成 19 年の配偶者暴力防止法改正により、市町村の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとされました。しかし、市町には、令和 4 年度末現在、支援センターが設置されておらず、また、相談員の配置などの取組みにおいても温度差がみられます。

また、困難女性支援法に基づく女性相談支援員については、現在、各市及び郡部を所管する県福祉事務所において配置されていますが、すべての市町村において配置するよう努めるものとされているところです。

困難な問題を抱える女性等は、暴力、育児、経済、情報、世間体など生活や心理面で多くの不安を感じながら相談していることから、いずれの相談窓口においても、困難な問題を抱える女性等の置かれている環境や心身の状況を理解し、困難な問題を抱える女性等の人権を尊重した総合的な支援を行う必要があります。

このため、相談員等に対し、不適切な対応によって困難な問題を抱える女性等により一層の被害（以下「二次被害」という。）が生じないよう専門的な研修を行い、人権感覚を身につけた人間性豊かな人材を育成することが必要です。

さらに、困難な問題を抱える女性等が抱える問題は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難なことから、幅広い分野にわたる関係機関が認識の共有や情報の交換など適切な連携のもとで、困難な問題を抱える女性等の立場に立った切れ目のない支援を提供する必要もあります。

【今後の方策】

①相談体制の充実

- 子ども女性相談センターは女性相談支援センターと児童相談所を併設した機関であるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能も有していることから、配偶者等からの暴力に関する相談のほか、女性が抱えるさまざまな悩みに対して、電話やメール、来所面接などにより相談に応じます。
- 市町における女性相談支援員の配置などを、助言や情報提供などにより支援します。また、市町における女性相談支援員の配置などが困難な場合には、それまでの間、相談窓口を明確化し、住民に積極的に周知を行うよう働きかけます。
- 市町に、行政手続きの一元化や同行支援、相談室の確保など困難な問題を抱える女性等の立場に立った配慮を行うとともに、二次被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修を実施するよう働きかけます。
- 警察は、犯罪被害者等からの相談において、犯罪被害者等の視点に立った対応を行うとともに、犯罪被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう希望する性別の職員による相談対応や相談室の整備など犯罪被害者等が相談しやすい環境の整備に努めます。
- かがわ男女共同参画相談プラザ、香川県迷惑行為追放センターの弁護士による法律相談や、かがわ男女共同参画相談プラザ、精神保健福祉センター、保健福祉事務所での精神科医等による心の相談などを活用し、引き続き、相談窓口の充実を図ります。

○性暴力被害者に対しては、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、被害直後から電話や面接相談、産婦人科等医療や心理カウンセリング、弁護士による法律相談など総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者などの心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。

②相談員等の資質向上

- 相談員等に対し、外部講師を招いての専門研修等を行うとともに、相談員同士の相談（ピアカウンセリング）の機会の確保を図ります。
- 子ども女性相談センター職員が、関係機関に対して助言などを行い、相談員の資質の向上を図ります。
- 困難な問題を抱える女性等と関わるということが考えられる関係機関への周知啓発等により、関係機関職員の意識の向上を図ります。

③関係機関の連携強化

- 情報交換会や研修などを通じ、困難な問題を抱える女性等に対応する関係機関間や民間団体との連携強化を図ります。
- 本県の女性相談支援センターである子ども女性相談センターは、配偶者暴力相談支援センター及び児童相談所を併設した機関であることから、配偶者等からの暴力等と児童虐待が併発する家庭への支援に当たっては、緊密な連携を図りながら対応します。
- 保育・教育関係者に対して作成した「DV被害者の子どもを学校（園）で受け入れた場合の対応マニュアル」を活用し、同伴児童の安全が確保される環境づくりに努めます。
- 要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待に対応する市町その他の関係者などと連携して施策を総合的に推進するとともに、地域における機動力のあるネットワークを構築するよう働きかけます。
- 女性が抱える困難な問題は多様化していることから、生活困窮者支援、母子保健、子育て支援、障害、こころの相談、LGBTQ（性的少数者）の窓口のほか各種SNS相談窓口など、多種多様な窓口と連携し、困難な問題を抱える女性の支援を実施します。
- 警察や、人権、子ども、女性、消費生活、教育、福祉、労働などの相談関係者による「香川県相談業務支援ネットワーク会議」の活動を活性化し、各関係機関と連携を図ります。
- 香川県被害者支援連絡協議会の活用により、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化し、犯罪被害者等の多様なニーズに応える支援活動の推進に努めます。
- 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」では、関係機関連絡会を開催し、（公社）かがわ被害者支援センターや警察、医療機関、弁護士、臨床心理士などと連携強化を図ります。
- 令和4年度から実施している「香川県DV対応等連携会議」を困難女性支援法で規定される支援調整会議（実務者会議）と令和5年の配偶者暴力防止法改正によって規定される法定協議会を兼ねた会議体に移行し実施します。
- 子ども女性相談センターを中心に、各市町の女性相談支援員等の相談担当職員間の密接な連携や支援体制の充実が図れるように、個々の事案の具体的な支援方針を協議する支援調整会議（個別ケース検討会議）の仕組みについて導入します。

市町に期待すること	女性支援相談員を配置する。その配置が困難な場合には、それまでの間、相談窓口を明確化し、積極的に周知を行う。また、行政手続きの一元化や同行支援、相談室の確保など困難な問題を抱える女性等の立場に立った配慮を行うとともに、二次被害の防止、情報の管理徹底などを目的とした研修の実施や、関係機関との連携強化を図る。相談員等は子ども女性相談センターなどが実施する研修会に積極的に参加する。
-----------	--

【用語解説】

● **かがわ男女共同参画相談プラザ**

男女共同参画の視点から、性別による差別などあらゆる悩みや問題に対応するため、県が設置した相談窓口。弁護士による法律相談や精神科医などによるこころの相談も実施。

● **香川県迷惑行為追放センター**

県民等に対する不安または迷惑を覚えさせるような不当な行為のうち、より専門的な知識を有する弁護士から助言を受けることが適切とされる事案を対象とした無料法律相談や、防犯機器の貸出し等を行う。

● **性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」**

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後から電話や面接相談、産婦人科等医療、心理カウンセリング、弁護士による法律相談などの総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減や健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図るため、平成29年4月に県が設置した相談窓口。

● **ピアカウンセリング**

カウンセリング技術を身につけた人が、みずからの体験に基づき、同じような立場のほかの仲間たちの相談支援に当たり、問題を解決すること。

● **香川県被害者支援連絡協議会**

総合的な犯罪被害者支援を行うために、警察のほか、県や関係機関・団体で構成された協議会。全都道府県に設置されており、犯罪被害者やそのご遺族の多様なニーズに対応した支援活動を推進。

(5) 外国人、障害者、高齢者への配慮

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性等に対する支援を行うに当たっては、支援対象者の国籍、在留資格の有無、障害の有無などを問わず、人権に配慮した対応を行わなければなりません。

しかし、外国人や障害者、高齢者であることによって、法律や相談機関の存在及び各相談窓口の支援対象者が十分に伝わらなかったり、うまく意思疎通が図れなかったりというおそれや、職務関係者の価値観や文化、宗教的背景の違いなどに対する偏見や誤解のために、二次被害が生じるおそれもあります。

このため、多言語リーフレットや点字カード、ホームページなどさまざまな手段により、相談窓口についての情報を提供するとともに、多言語に対応した通訳者や手話通訳者の確保、メールによる相談、地域包括支援センターとの連携など、外国人や障害者、高齢者が相談しやすい体制を整備する必要があります。

また、二次被害を防止するため、関係機関職員への研修を実施するほか、困難な問題を抱えている本人から訴えることが困難な場合には、民生委員・児童委員等の福祉関係者による発見も重要となることから、福祉関係者への広報・啓発も必要です。

【今後の方策】

①外国人や障害者に配慮した情報提供

- 外国人や障害者に対し、関係機関と連携して、多言語リーフレットや障害の特性に配慮したわかりやすいリーフレットなどを配布するほか、困難な問題を抱える女性等に接する可能性の高い民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、相談窓口等の適切な情報提供に努めます。

②外国人が相談しやすい体制づくり

- （公財）香川県国際交流協会において、多言語生活相談窓口「かがわ外国人相談支援センター」を運営し、日本語による意思疎通が十分でない外国人の困難な問題を抱える女性等の相談に応じるとともに、各種窓口において多言語で円滑な対応が図られるよう、通訳ボランティア派遣制度の充実を図ります。
- （公財）香川県国際交流協会において定期的に開催される弁護士と法務局職員による「外国人のための人権法律相談」を活用し、外国人の困難な問題を抱える女性等の法的相談に当たります。
- 外国人の相談支援に携わる者を対象に、文化や価値観の違いなどを理解し、外国人が安心して相談できる体制整備に努めます。

③障害者が相談しやすい体制づくり

- 聴覚障害者の相談に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣制度や手話通訳ボランティア、電話リレーサービス、メールを活用します。
- 意思疎通が困難な障害者の相談に対し、相談支援専門員や障害者の身近な相談に応じる身体障害者相談員及び知的障害者相談員等を通じて、障害者虐待防止センター等の相談機関につなげます。
- 障害者の相談支援に携わる者を対象とした研修会において、障害者虐待防止に関する研修を実施することにより、権利擁護に関する普及啓発を図り、障害者が安心して相談できる体制の整備を図ります。

④高齢者が相談しやすい体制づくり

- 市町や地域包括支援センターの相談支援機関としての役割の周知・啓発に努めるとともに、高齢者と接する機会の多い介護支援専門員や訪問介護員などから相談機関につなぐ体制の整備を図ります。
- 高齢者の相談支援に携わる者を対象とした研修会において、情報提供などを行います。

県民に期待すること	外国語通訳ボランティア、手話通訳ボランティアとして、支援に参加する。
関係者に期待すること	困難な問題を抱える女性等に対して、必要な情報を提供する。研修会に積極的に参加するよう努める。
市町に期待すること	二次被害を防止するため人権に配慮した対応を行うとともに、情報伝達手段などに配慮した情報提供を図る。

【用語解説】

● 多言語生活相談窓口「かがわ外国人相談支援センター」

アイパル香川にある、外国人住民からの生活にかかる相談（入管手続、労働、医療、子育て、教育等）をワンストップで受け付け、多言語での情報提供や関係機関への取り次ぎを行う窓口。

● 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う者。

● 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

(6) 困難な問題を抱える女性等の苦情への適切な対応

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性等の支援、保護にかかる職員の職務の執行に関して困難な問題を抱える女性等からの苦情の申出を受けた場合などには、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応しなければなりません。

現在、各種女性相談や配偶者等からの暴力に関する相談、困難な問題を抱える女性等の保護等に関する苦情は、子ども女性相談センターや保健福祉事務所等の相談窓口、かがわ男女共同参画相談プラザ、警察などそれぞれの機関で、苦情解決制度等に基づき、解決に向けた適切な対応に努めていますが、今後、同様の苦情を繰り返さないため、苦情等の対処例を事例化して研修するなどにより、職務の改善に反映していく必要があります。

また、市町に対し、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理できるよう、苦情処理体制の整備を促す取組みが必要です。

【今後の方策】

①各窓口における苦情処理体制の整備

- 子ども女性相談センターや保健福祉事務所等の相談窓口、かがわ男女共同参画相談プラザにおける相談対応などに対する苦情について、適切な苦情かどうか判断した上で、苦情解決に向けた適切かつ迅速な処理を行います。
- 苦情の処理に当たっては、円滑・円満な解決の促進や、信頼性、適正性の確保に努めます。
- 市町に対し、情報交換会などを活用して、苦情処理体制の整備を働きかけます。
- 警察においては、苦情内容を的確に把握し、申出者の心情に配慮した迅速かつ誠実な対応、適切な説明に努めます。

②同様の苦情を繰り返さないための取組み

- 苦情に対する対応結果については、個人情報の保護に配慮し事例化したうえで、関係機関に周知し、今後同様の苦情を未然に防止するために、研修や職務の改善に反映します。

市町に期待すること	苦情処理体制を整備する。
-----------	--------------

(7) 加害者への適切な対応

【現状と課題】

配偶者等からの暴力の加害者を対象としたその更生のための施策は、配偶者等からの暴力の防止に向けて考えられる重要な施策の一つですが、加害者の更生のための指導については、いまだに未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実を反し加害者が更生したとの錯覚を与えるなどといったおそれがあることも指摘されています。

国などにおいて、配偶者暴力加害者プログラム事業など加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究が進められていることから、本県では、かがわ男女共同参画相談プラザや、加害者がアルコール依存症などの場合には精神保健福祉センターでの相談やカウンセリングを継続しながら、情報収集を進めていく必要があります。

また、警察は、被害が繰り返されることのないよう、被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、指導警告を行うなど被害の発生を防止するための措置を講じる必要があります。

【今後の方策】

①加害者相談の体制整備

○加害者相談の重要性を考慮して、かがわ男女共同参画相談プラザ、精神保健福祉センター、保健福祉事務所等の相談機関が連携して、加害者の相談体制について検討します。

②加害者の更生への取組み

○加害者の更生のための指導の方法について、引き続き国の調査研究の動向を把握するとともに、他県・民間機関の情報収集を行って、その有効性を確認しながら関係機関へ情報提供を行います。

③加害者への厳正な対処

○警察においては、加害者に対し、被害者の意思を踏まえた配偶者等に対する暴力の防止のための警告・指導を行うとともに、各種法令に違反した者については厳正に対処します。

基本方針3 安心・安全な保護を受けられる体制づくり

(8) 緊急保護体制の充実と関係機関の連携強化

【現状と課題】

暴力や犯罪の被害者に対しては、被害者の安全を確保することが最優先課題であり、加害者から避難したいと思うとき、いつでも受け入れ可能な体制を整備する必要があります。また、暴力等により被害者に危険が迫っている、現に暴力を受けているといった状況では、被害者の意思を踏まえ、緊急保護につなぐことも重要です。

本県では、暴力等を受けた場合やその危険が予測される場合、被害者の意思を踏まえ、休日・夜間を問わず被害者の一時保護を行っており、また、関係機関からの相談や危害が急迫している場合の警察からの通報などにより、被害者の緊急保護を行っています。

緊急時における安全の確保は、被害者の身体生命の安全に直結する問題であるため、身近な行政主体である市町においても、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望まれます。

このため、引き続き、関係機関が連携して対応に当たるとともに、子ども女性相談センター、警察、市町間で、被害者の立場に立った協力体制の構築に努めるなど、緊急保護体制の充実を図る必要があります。

また、被害者が一時保護された後も、加害者からの執拗な追跡や問い合わせがある場合は、必要に応じて、警察による一時保護所周辺のパトロールや加害者への指導警告により、被害者やその家族、支援者の安全確保を図るほか、県の区域を越えて被害者の保護を要する場合には、都道府県間で広域的な連携を図りながら対応する必要があります。

【今後の方策】

①安全な保護のための関係機関の連携強化

- 被害者等から相談があった場合、子ども女性相談センター、警察、市町、その他関係機関は連携して対応し、被害者等を安全に保護できるよう支援する体制づくりに努めます。
- 市町に対し、緊急に保護を求めてきた被害者等を、一時保護が行われるまでの間、警察と連携を図りながら、一時的に避難できる場所を確保するなど、引き続き被害者の立場に立った緊急保護体制の構築を働きかけます。

②医療機関への対応

- 医療関係者向けに作成した「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル」を活用して、被害者が早期発見されやすい環境づくりに努めます。(再掲)
- 医療機関を受診した被害者に子ども女性相談センター等の情報提供を行うよう、また、被害者が緊急に保護を求めた場合、子ども女性相談センター、警察等と連携し、安全に保護できるよう医師会を通じて医療機関へ働きかけます。

③広域連携による保護の実施

- 県域を越えた一時保護や施設入所の手続きが円滑に行えるよう、引き続き都道府県間で広域的な連携を図ります。

県民に期待すること	身近に被害者等がいれば、子ども女性相談センターへの相談や警察への通報に努める。
市町に期待すること	子ども女性相談センターや警察と連携し、被害者等が安全に保護されるよう支援するとともに、加害者の追及から、被害者等の個人情報を守る。また、緊急時の一時的な避難場所を確保するとともに、緊急避難の手段を検討する。

(9) 一時保護所、女性自立支援施設の機能の充実

【現状と課題】

女性相談支援センター 一時保護所は、困難な問題を抱える女性等にとって、心身の安全が図られる緊急避難の場所であり、今後の生活設計を考えるための第一歩を踏み出す重要な施設です。また、女性自立支援施設は、一時保護中に解決できなかった問題を解決し、自立に向けた準備を行う場所でもあります。

これらの施設では、心身ともに不安定になっている困難な問題を抱える女性等やその同伴家族も多いため、入所者に対するきめ細かな配慮を徹底しています。心理担当職員によるカウンセリングの実施や保健師による健康相談、医療機関への受診の付き添いなど、医療・心理面のケアを行うほか、困難な問題を抱える女性等が子どもを同伴して入所する場合には、心理担当職員が同伴児童へのカウンセリングも実施し、心理面のケアや母子関係の再構築に向けた支援を行っています。さらに、学齢以上の同伴児童については、児童相談所一時保護所と連携しながら心理面や学習面をサポートしています。また、暴力被害に関する心理教育などのケアも行っており、今後もこれらを継続しながら、自立に向けて中長期的な幅広い支援を行う必要があります。

また、一時保護所の定員超過時などに対応するため、平成 21 年度から一時保護を委託する施設を確保したほか、令和 3 年度からは、民間シェルターへの一時保護委託を開始し、困難な問題を抱える女性等や同伴児童の状況等に応じた保護体制の充実を図ります。

なお、一時保護委託施設を含め、これらの施設の職員は、入所する困難な問題を抱える女性等に二次被害を生じさせることのないよう留意するとともに、困難な問題を抱える女性等が安心して生活できるよう、心身の状況に配慮した支援を行う必要があります。

【今後の方策】

①きめ細かな配慮の徹底

- 入所者の心身の安定のため、個々の特性に応じた柔軟な対応を行います。
- 障害や国籍、性の多様性など、入所者の特性に応じた配慮ができるよう、さまざまな分野の専門職員との連携に努めます。
- 外国人の困難な問題を抱える女性等を保護した場合は、文化や生活習慣の違いなどの理解に努め、関係機関と連携しながら、人権に配慮して対応します。
- 心理担当職員の行うカウンセリングなどにより、困難な問題を抱える女性等や同伴する家族の心身の安定を図るとともに、配偶者等からの暴力被害に関する心理教育などを行い、被害からの回復を促します。
- 保健師の行う健康教育により、困難な問題を抱える女性等や同伴する家族の心身の安定を図るとともに、退所後の健康管理や自立の促進に努めます。
- 乳幼児については、同伴児童対応職員による保育の充実に努めるとともに、学齢以上の同伴児童については、児童相談所一時保護所と連携しながら、心理面と学習面のサポートを行います。児童相談所一時保護所には、平成 27 年度から学習指導員を配置しており、学校と連携しながら、個々の学力等に応じた学習支援の充実を図ります。
- 具体的な生活スキル（技能）の獲得支援や就業支援など、自立に向けての広範な支援を行います。

②職員の資質向上と心理的ケアの充実

- 一時保護委託施設の職員を含む関係職員に対し、二次被害を防止するため、困難な問題を抱える女性等の人権、配偶者等からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持などの研修を行うとともに、専門家による精神的ケア、スーパーバイズを受ける機会の確保に努めます。

③関係機関との連携強化

- 困難な問題を抱える女性等の状況を把握し、それぞれの立場に立った適切な保護を行うため、市町や警察など関係機関と情報を共有しながら対応します。
- 障害者や高齢者である困難な問題を抱える女性等の状況に応じた適切な保護を行うため、市町等と連携し、必要に応じて、障害者や高齢者の施設に協力を依頼します。
- 同伴児童については、児童虐待を受けている可能性もあることから、児童相談所と連携して児童虐待に関するアセスメントを行うとともに、被害の早期発見・早期介入に向けた支援を行います。
- 同伴児童への接近禁止命令など保護命令に速やかに対応できるよう、児童相談所等関係機関と連携して教職員や保育士等に対し、配偶者等からの暴力の特性、子どもや配偶者からの暴力の被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容について周知徹底するよう努めます。

④一時保護委託施設等の確保及び支援の充実

- 対象者の状況やニーズに応じた支援を行うため、母子生活支援施設や民間シェルター等への一時保護委託を行うとともに、人員体制を強化して、女性相談支援センターと一時保護委託施設等が連携した支援を行います。また、多様化する対象者の状況やニーズに対応するため、高齢者福祉施設や障害者福祉施設、児童福祉施設、自立援助ホームなど、多様な一時保護委託先の確保に努めます。

関係者に期待すること	社会福祉施設等においては、一時保護委託を受け入れるとともに、二次被害防止等のため職員の研修参加を促進する。また、教育関係者は、困難な問題を抱える女性等の同伴児童について適切な対応を行えるよう、配偶者等からの暴力等について理解を深める。
市町に期待すること	適切な保護のために行う困難な問題を抱える女性等や同伴家族の状況把握に協力する。また、困難な問題を抱える女性等の状況に応じた適切な受入先の確保について協力する。

【用語解説】

● 女性相談支援センター 一時保護所

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項の規定に基づき、都道府県等が設置する施設。女性相談支援センターは困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、①対象女性の立場に立った相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う。

● 女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条により、女性相談支援センターにおいて入所決定を行い、困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う施設。

● 児童相談所一時保護所

児童福祉法第33条の規定に基づき、都道府県等が設置する施設。児童相談所は子どもの安全確保や子どもの心身の状況、置かれている環境等を把握するために子どもの一時保護を行う。

● 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。

● アセスメント

評価、査定と訳されている。虐待事案の発生（疑いも含む。）を理解するために、その背景となる①対象者の心身の状態、生育歴、既往歴、家族状況、生活状況（経済状況・社会的に孤立しているか否かなど）、養育環境（保護者の養育態度、知識、能力）、保護者の相談内容等の情報を得て、②何が問題・課題なのかを明らかにし、③対象者の意向を踏まえつつ、対象者にとって必要とされる支援を計画、実行、評価していく一連の過程のことをいう。

● 母子生活支援施設

同伴する子どもがいる女性に対して、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行う施設。

基本方針4 困難な問題を抱える女性等の自立を支える体制づくり

(10) 困難な問題を抱える女性等の自立を支援する環境整備

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性等は、それまでの生活の場から離れて、新しい生活の場の確保が望ましい状況であっても、自立の見通しが得られず、やむなくこれまでの生活拠点に留まったり、戻ったりする場合があります。

このような困難な問題を抱える女性等を少しでも減らしていくために、また、困難な問題を抱える女性等が自立するためには、新しい生活を始めるに当たって心身のケアはもとより、住宅の確保、就業の支援、各種支援制度の利用など、自立に向けた支援体制を整備することが必要です。

このため、子ども女性相談センターでは、さまざまな自立支援に関する情報提供や複数の関係機関の総合調整を行っていますが、自立に必要な支援や関係機関は多岐にわたるため、関係機関との連携に一層努める必要があります。

また、市町や福祉事務所のほか、住宅・就業などの関係機関も、支援の内容や趣旨を理解し、困難な問題を抱える女性等の立場に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。

さらに、困難な問題を抱える女性等の保護や自立支援に携わる関係者は、二次被害が生じることなく、円滑に相談や申請手続きを行うことができるよう、一層配慮する必要があります。

また、生命等に差し迫った危険がある配偶者等からの暴力の被害者にとって、保護命令制度は安全確保のための有効な手段であることから、引き続き、子ども女性相談センター等では、相談者に対して保護命令制度について情報の提供などを行うとともに、保護命令の発令後、警察は、被害者に対し配偶者等からの暴力による危害を防止するための留意事項について教示するなどの援助が必要で

【今後の方策】

①適切な情報提供と支援

- 困難な問題を抱える女性等に対し、住宅の確保や就業の支援など、自立のために必要な情報の提供を適切に行い、自立を支援します。また、個別の支援が円滑に行われるよう、各種福祉制度の申請や支援措置について、市町など関係機関の総合調整を図ります。
- 困難な問題を抱える女性等の状況に応じて関係機関等への同行支援を行います。また、市町に対し、困難な問題を抱える女性等の状況に応じて同行支援を行うよう働きかけます。
- 市町に対し、困難な問題を抱える女性等の負担を軽減するため、総合的対応窓口でのワンストップ対応を図るよう働きかけます。
- 子ども女性相談センターは、困難な問題を抱える女性等が施設等に入所している時から、退所後の自立生活を見据え、身近な地域において支援を受けられるよう各種制度の情報提供を行うとともに、退所後も、それぞれの状況に応じて関係機関と連携し、自立生活の継続に向けた相談支援を行います。
- 警察は、配偶者等からの暴力の被害者から申出があった場合、被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者等からの暴力による被害を防止するために必要な援助を行います。
- 女性相談支援員等の困難な問題を抱える女性等に関わる職員による二次被害の防止等のため、困難な問題を抱える女性等の人権、配偶者等からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等の研修に積極的に参加するよう努めるとともに、市町に、二次被害の防止、情報の徹底管理などを目的とした研修を実施するよう働きかけます。

②自立のための心理的ケアの充実

- 施設等に入所している困難な問題を抱える女性等に対し、心理担当職員による心理面接などにより、配偶者暴力等に関する心理教育を行い、心身の回復につながるよう努めます。
- 困難な問題を抱える女性等の中には、繰り返された暴力などからPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が現れるなど、心身の回復のために支援が必要な人もいるため、心のケアが必要な困難な問題を抱える女性等に対して、心理担当職員が継続してカウンセリングを行うほか、必要に応じて精神保健福祉センターや医療機関の精神科医、カウンセラーなどと連携した支援に努めます。

③住宅の確保に向けた支援

- 保護命令中や一時保護中などの困難な問題を抱える女性等に対し、県営住宅の登録入居制度及び目的外使用などにより、住宅の確保に努めます。
- 市町に対し、困難な問題を抱える女性等とその家族を対象にした公営住宅等の優先入居、目的外使用などの弾力的な運用について取り組むよう協力を求めます。
- 困難な問題を抱える女性等に対し、住宅の確保や民間の保証人代行サービスの利用などについての情報提供を行います。

④就業への支援

- 困難な問題を抱える女性等に対し、公共職業安定所、職業訓練施設等における就業支援について情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて連絡調整や同行支援を行います。
- 子どものいる困難な問題を抱える女性等については、母子・父子自立支援員と連携し、母子家庭等自立支援給付金事業や、母子家庭等就業・自立支援センターの行う就業支援講習会、母子・父子自立支援プログラムの策定などの就業支援を行います。

⑤生活への支援

- 困難な問題を抱える女性等に対し、医療保険や国民年金加入に関する情報提供を行うとともに、申請のあった配偶者等からの暴力の被害者等には、被害の相談を受けた旨の証明書を発行します。
- 配偶者等からの暴力の被害者等に対し、住民基本台帳の閲覧等を一定の場合制限させることができる支援措置を周知します。また、市町住民基本台帳担当窓口や福祉事務所等に対して、住民基本台帳の閲覧等の制限についての支援措置の内容や閲覧制限の趣旨の周知に努め、措置の円滑な運用が図られるよう適切な助言を行います。
- 困難な問題を抱える女性等に対し、居住することが明らかであれば滞在先の市町において予防接種や健診が受けられること、介護保険法に基づく認定を受け、介護給付（介護保険サービス）を受けることが可能であること、障害者総合支援法に基づくサービスについて支給決定を受けることが可能であることなど、それぞれの事案に応じて情報提供を行います。
- 市町や福祉事務所に対し、保育所や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施やひとり親家庭等福祉施策の活用、福祉や雇用等の各種施策の活用等、既存の福祉制度等を幅広く検討し、自立を支援するための体制づくりを促します。
- 施設等に入所している困難な問題を抱える女性等に対し、自立のために必要な情報の提供と併せて、必要に応じて支援プログラムを提供するなどにより、効果的な自立を支援します。

⑥アフターケア

- 一時保護所及び女性自立支援施設の退所者などで、直ちに自立することが困難な支援対象者については、本人の同意のもと、女性相談支援センターや市町の女性相談支援員、福祉事務所、保健センター等が連携し、新たに支援の中心的な役割を担う支援機関が主体となって、支援対象者と定期的に連絡をとる等の継続的なフォローアップや相談支援等を行い、地域での生活再建を支えるアフターケアに努めます。また、希望する人には、新しい生活を送る地域の中で困難な問題を抱える女性等が孤立することのないよう民生委員・児童委員等にサポートを要請します。
- 民間シェルターと連携し、支援が必要な方を対象にDV被害者等自立生活援助事業を実施します。

⑦保護命令制度に関する情報提供

- 子ども女性相談センターや警察は、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある被害者に対し、保護命令制度について情報提供を行うとともに、配偶者等からの暴力の被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、申立て先の裁判所や申立ての方法などについて助言し、円滑に保護命令の申立てができるように支援します。
- 子ども女性相談センターは、一時保護中の被害者が裁判所に向く時には、必要に応じて職員が付き添うなど、被害者が危険にさらされないように配慮します。
- 被害者の子どもへの接近禁止命令の発令について、制度の趣旨及び概要について、教育委員会や学校、保育所などに周知を図ります。

⑧保護命令の通知を受けた場合の対応

- 子ども女性相談センターと警察は、連携して、速やかに配偶者等からの暴力の被害者と連絡を取り、被害を防止するための留意事項の情報提供や緊急時の迅速な通報などについて教示を行います。
- 警察は、加害者に対して、保護命令の趣旨や保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行い、被害者に対し、二次被害を防止するための防犯指導を行います。

県民に期待すること	困難な問題を抱える女性等が置かれている状況や困難な問題を抱える女性等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることがないように理解を求める。
市町に期待すること	総合的対応窓口の充実・ワンストップ化を図り、住宅の確保や生活支援など、地域の実情に応じた困難な問題を抱える女性等支援に関する施策を推進する。

【用語解説】

● **登録入居制度**

高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯、配偶者からの暴力被害者等の入居要件を満たす者について、随時の登録により入居を認める制度。

● **目的外使用**

県が所有する財産のうち、公共のために使用する行政財産について、本来の用途または目的を妨げない限度の使用をすること。

● **保証人代行サービス**

連帯保証人としての役割を法人が代行すること。

● **母子・父子自立支援員**

県及び市の福祉事務所に配置され、ひとり親家庭等の抱えているさまざまな問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言・情報提供を行う。

(11) 同伴児童に対する支援の充実

【現状と課題】

子どもが家庭において保護者の配偶者等に対する暴力を目撃することは、子どもの心に深刻な影響を与えます。また、加害者の暴力が子どもに及ぶこともあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、子どもの目の前で配偶者等に対する暴力が行われることも、子どもに著しい心理的外傷を与えることから、児童虐待に当たるとされています。また、家庭内で暴力を見て育った子どもが、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまい、成長後も人間関係がうまく築けなくなったり、家庭内における暴力の加害者や被害者になったりするなど、暴力が世代間連鎖することも指摘されていることから、子どもへのケアは、被害者の保護と自立の支援とともに、非常に重要な課題となっています。

子ども女性相談センターでは、困難な問題を抱える女性等の同伴児童に対しても、心理担当職員が心理的ケアを行うとともに、一時保護所に同伴児童対応職員を配置し、保育の充実などを図ってきました。また、児童相談所と連携し、学習面のサポートなどを行うほか、必要に応じて施設等退所後のアフターケアを実施しています。

今後、児童相談所との連携を一層深め、必要に応じて、子どもに対する継続的なケアを行うとともに、子どもの保育、教育の保障についても、より個々の状況に応じたきめ細かな対応を適切に行っていくことが必要です。

【今後の方策】

①子どもに対する心理的ケア等の充実

- 困難な問題を抱える女性等とともに一時保護した子どもについては、心理担当職員が面接などにより虐待の影響を把握し、その結果を困難な問題を抱える女性等と共有し、援助方針に反映するとともに、安定した母子関係を築けるよう支援を行うほか、一時保護に際して、一時保護所の目的や役割について、子どもの年齢や理解力に応じて職員からわかりやすく説明を行います。
- 暴力が子どもの心身の成長にとって深刻な影響を与えることを被害者とともに考え、児童相談所と連携しながら、子どもの状況に応じた心理的ケアを行うとともに、外部機関と連携して子どもの意見表明の機会を確保します。また、施設等を退所後も継続的なケアが必要な場合は、児童相談所による心理的ケアや要保護児童対策地域協議会による見守りが行われるよう、関係機関への情報提供などを行います。
- 母子関係の改善が見られない場合や、施設等退所後の母子関係悪化が懸念される場合は、児童相談所や市町と連携して対応します。

②子どもの保育、教育の保障

- 女性相談支援センター 一時保護所に同伴児童対応職員を配置し、子どもの保育の充実を図るとともに、就学している子どもについては、児童相談所一時保護所に配置した学習指導員と連携し、個々の学力等に応じた学習支援を行います。また、一時保護委託先にいる子どもについても、学習支援を行います。
- 困難な問題を抱える女性等が子どもとともに、これまで生活していた場所とは異なる地域での生活を希望する場合、保育所の広域入所や区域外就学の受け入れについて弾力的な対応を行うよう市町や教育委員会など関係機関に働きかけるとともに、受け入れに当たり、困難な問題を抱える女性等の子どもが適切な配慮を受けられるよう、児童相談所や市町、教育委員会と連携して対応します。
- 保育所、幼稚園、学校などに対して、子どもに対する接近禁止命令など保護命令制度について周知し、配偶者等からの暴力の被害者の子どもに接近禁止命令が出た時の対応や、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理などについて協力を求めます。

○教職員向け児童虐待対応の手引「虐待から子どもを守る！」に基づき、虐待の早期発見に努めるとともに、市町や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行います。(再掲)

県民に期待すること	児童虐待が疑われるときは、市町や児童相談所などに通告する。
市町に期待すること	<p>困難な問題を抱える女性等の同伴児童について、保育所の広域入所、区域外就学の弾力的対応を行うとともに、困難な問題を抱える女性等や同伴児童のプライバシーに配慮する。</p> <p>施設等を退所した子どもについて、必要に応じ、学校等と連携しながら見守りを行う。</p>

(12) 民間団体との連携強化と支援

【現状と課題】

困難な問題を抱える女性等が抱える事情は個々によって異なり、きめ細かな支援を行うためには、身近で柔軟に機動的な活動が行えるボランティアや民間団体の活動が重要な役割を果たすものと期待されます。

このため、意欲のあるボランティアや民間団体の活動を支援し、地域の自主的な活動につながるよう促すことが必要です。また、多様なニーズに対応した支援に取り組んでいる民間シェルターなど民間団体との連携を深め、地域における支援の充実を図る必要があります。

また、民間団体と協働して、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行うため、女性支援に関して柔軟性に富んだ様々な活動を展開する民間支援団体の掘り起しや育成を図り、連携して支援に取り組んでいくことが必要です。

【今後の方策】

①民間団体との連携強化

○女性支援等を行っている民間団体への積極的な情報提供や資料提供を行うほか、情報共有や意見交換などを通じた連携強化を図ります。

②民間団体への支援

○機動力や柔軟性などの特長を有する民間団体と積極的な連携を行いながら困難な問題を抱える女性等の支援に当たるとともに、民間団体への情報提供、民間団体の職員等に対する研修や助言などの支援を行います。

○若年女性を対象とした居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見など、行政機関では対応が行き届きにくい支援について委託可能な団体を掘り起し、協働して総合的な支援体制を構築します。

県民に期待すること	支援を行うボランティア活動に参加する。
市町に期待すること	支援を行うボランティアや民間団体に対して、研修会などの情報提供や活動支援を行う。

資 料

令和元年度 香川県民意識調査（抜粋）

I 調査の概要

1. 調査目的

本調査は、男女共同参画社会の実現に向けた計画となる「次期かがわ男女共同参画プラン」の策定に当たり、県民の意見や要望、生活実態等を把握し、今後の施策立案に際しての基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査項目

- (1) 家庭生活などについて
- (2) 男女の平等と役割について
- (3) 女性の社会進出について
- (4) 就労やワーク・ライフ・バランスについて
- (5) 男女間における暴力について
- (6) 防災について
- (7) 男女共同参画社会の形成について

3. 調査設計

- (1) 調査地域 香川県全域
- (2) 調査対象 満18歳以上の県民
- (3) 抽出方法 選挙人名簿に基づく層化二段無作為抽出法
- (4) 調査方法 郵送法
- (5) 調査期間 令和元年11月11日～12月4日

4. 回収状況

- (1) 標本数 3,000
- (2) 有効回収数 1,523票（有効回収率：50.8%）

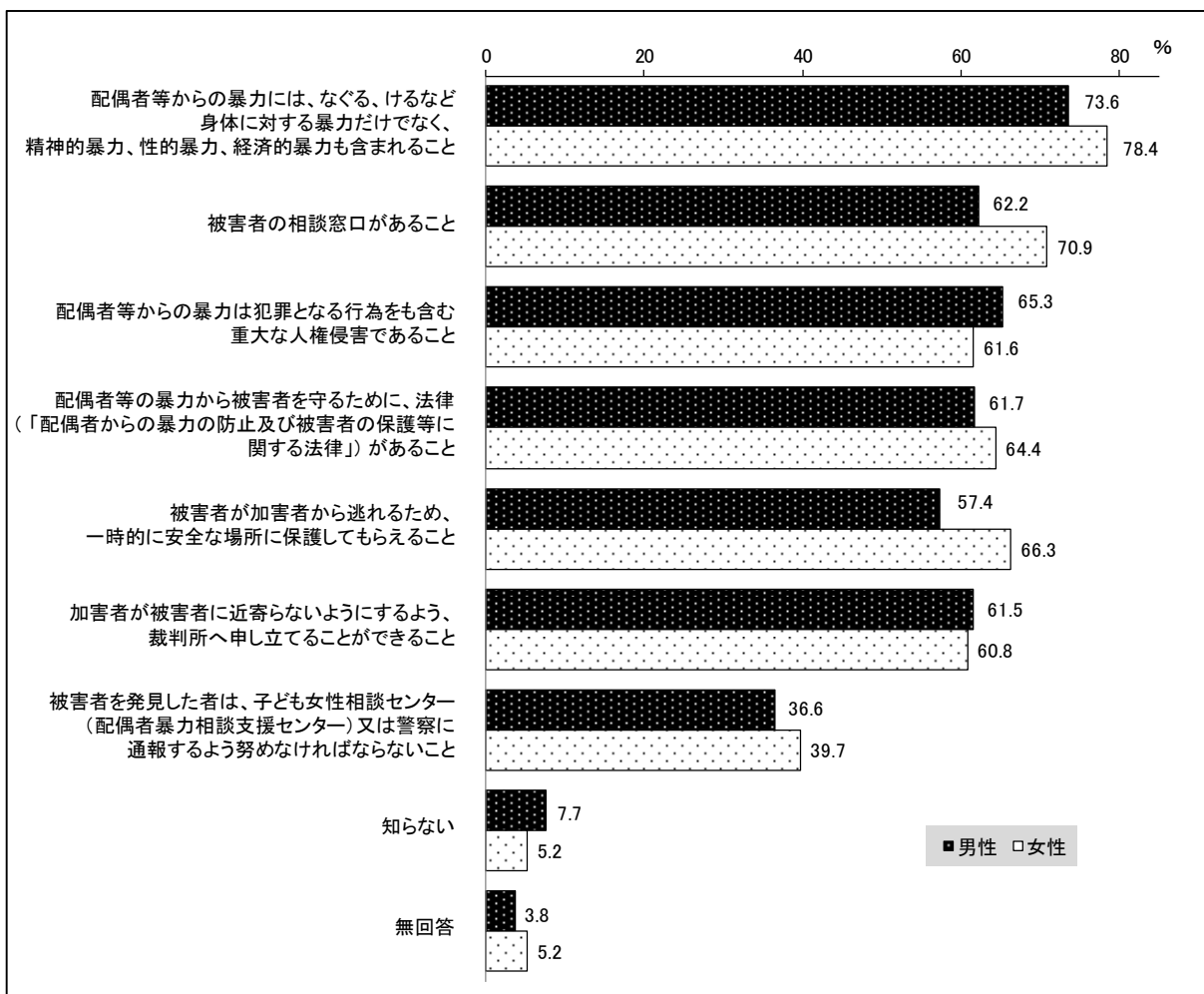
II 調査の集計結果 (抜粋「男女間における暴力について」)

1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等について

問9 あなたは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、次のことを知っていますか。ここでの「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者、生活の本拠を共にしている交際相手も含まれます。(以下、同様。)次の中から知っているものをいくつでも選んで番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

法律や相談窓口の認知度は6割以上あるが、被害者を発見した場合の通報努力義務についての認知度は約4割にとどまっている。



2) 配偶者等からの暴力の被害経験

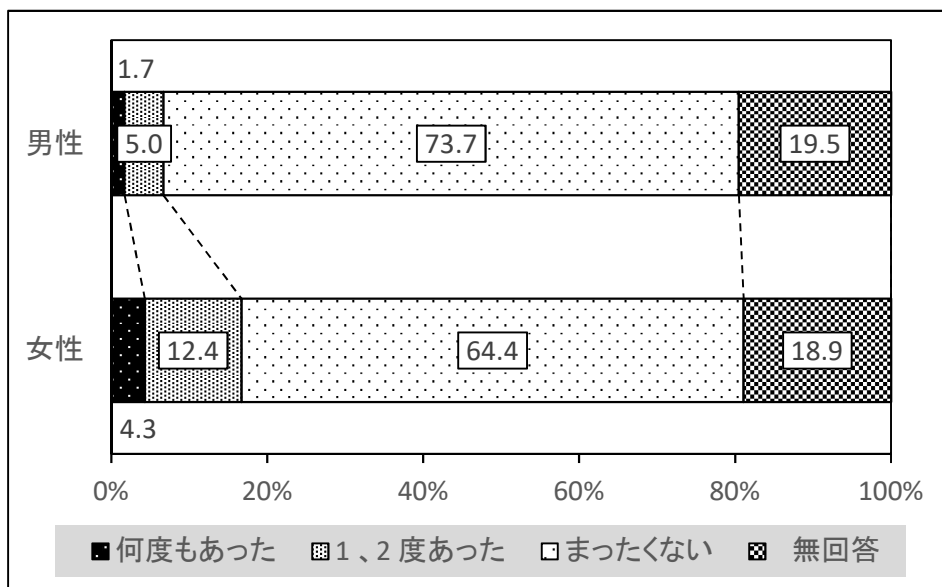
※問10～問12は上記の配偶者等がいる方またはこれまでにいたことのある方のみお答えください。その他の方は問13へ進んでください。

問10 あなたはこれまでに、あなたの配偶者等から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）1つに○をつけてください。

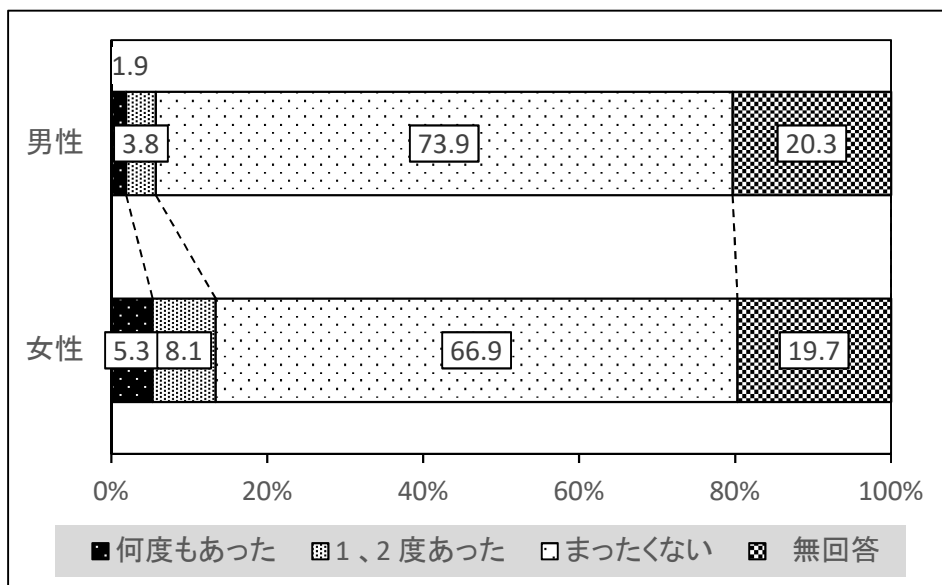
【○はそれぞれ1つずつ】

配偶者からの暴力はいずれの暴力でも男性より女性の被害経験が多くなっている。

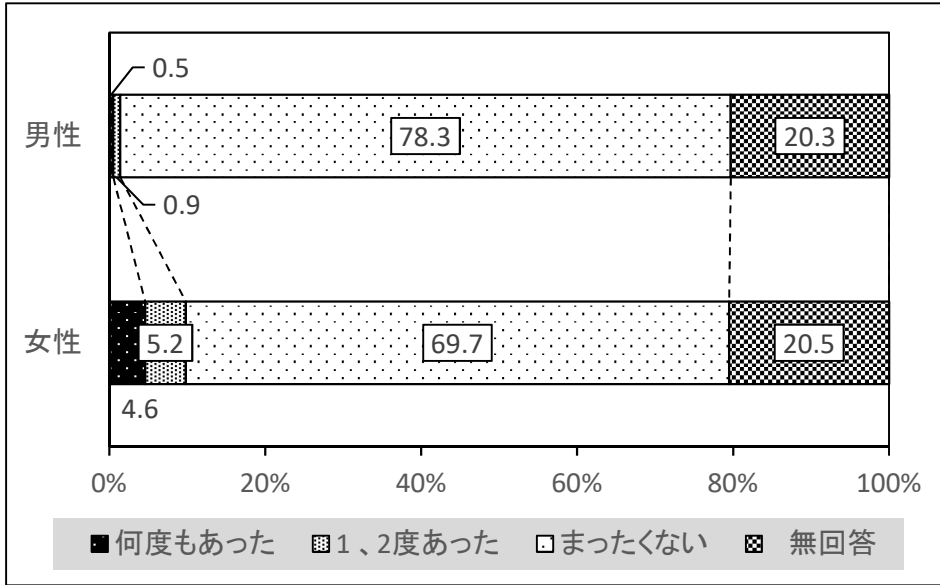
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた（身体的暴力の被害）



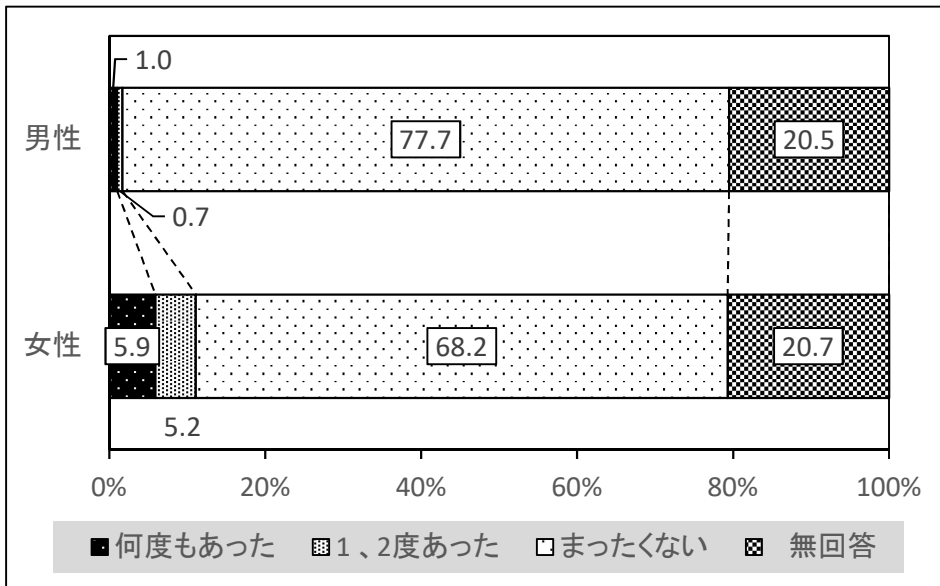
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた（精神的暴力の被害）



③いやがっているのに性的な行為を強要された（性的暴力の被害）



④必要な生活費を渡されなかった（経済的暴力の被害）



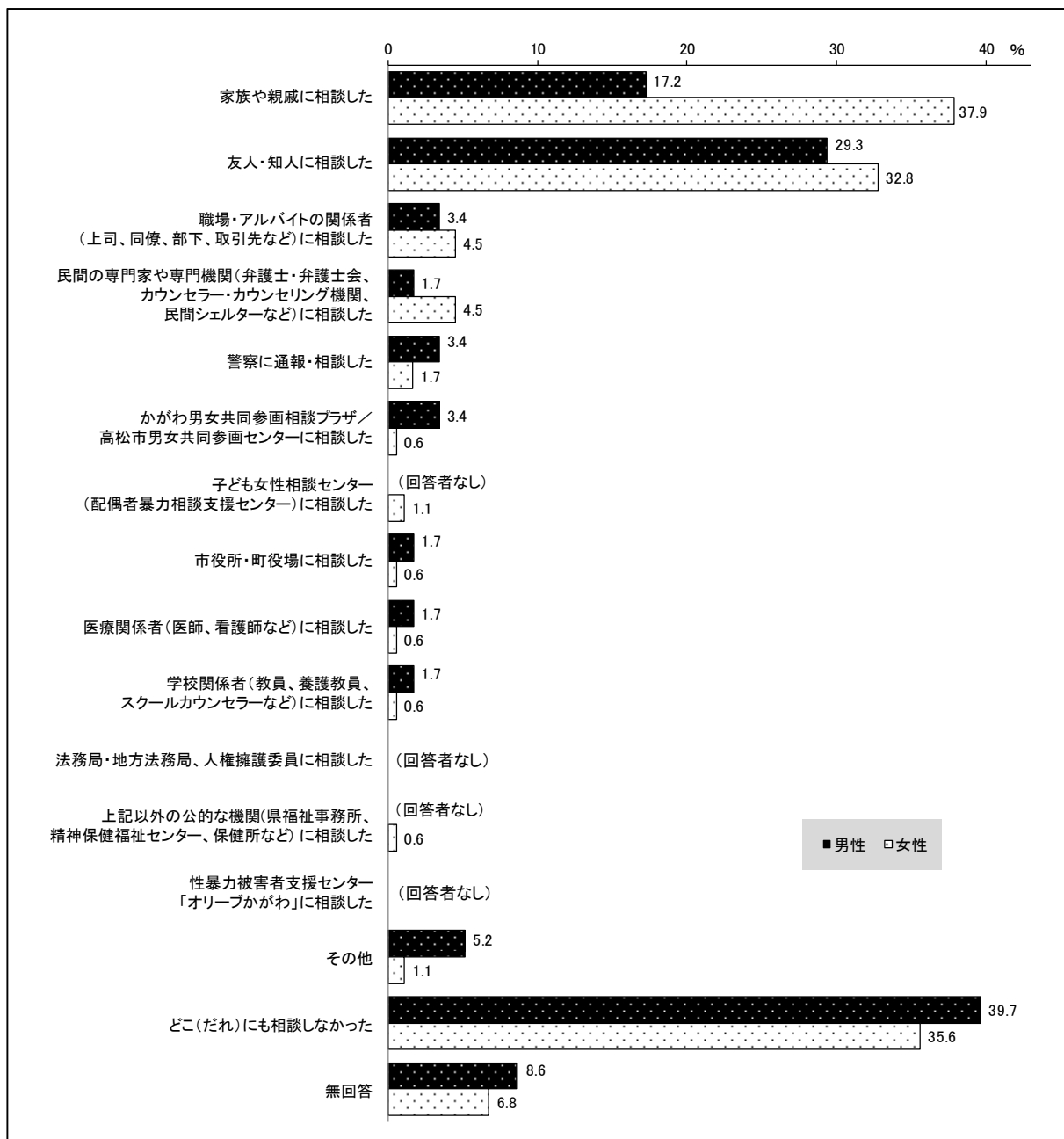
3) 配偶者等からの暴力の相談先

※問 10 で①から④のうち1つでも、「1、2度あった」「何度もあった」と答えた方にお聞きします。

問 11 あなたは、あなたの配偶者等から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

男性の39.7%、女性の35.6%が相談していない。相談先として多いのは「家族や親戚」、「友人・知人」となっている。



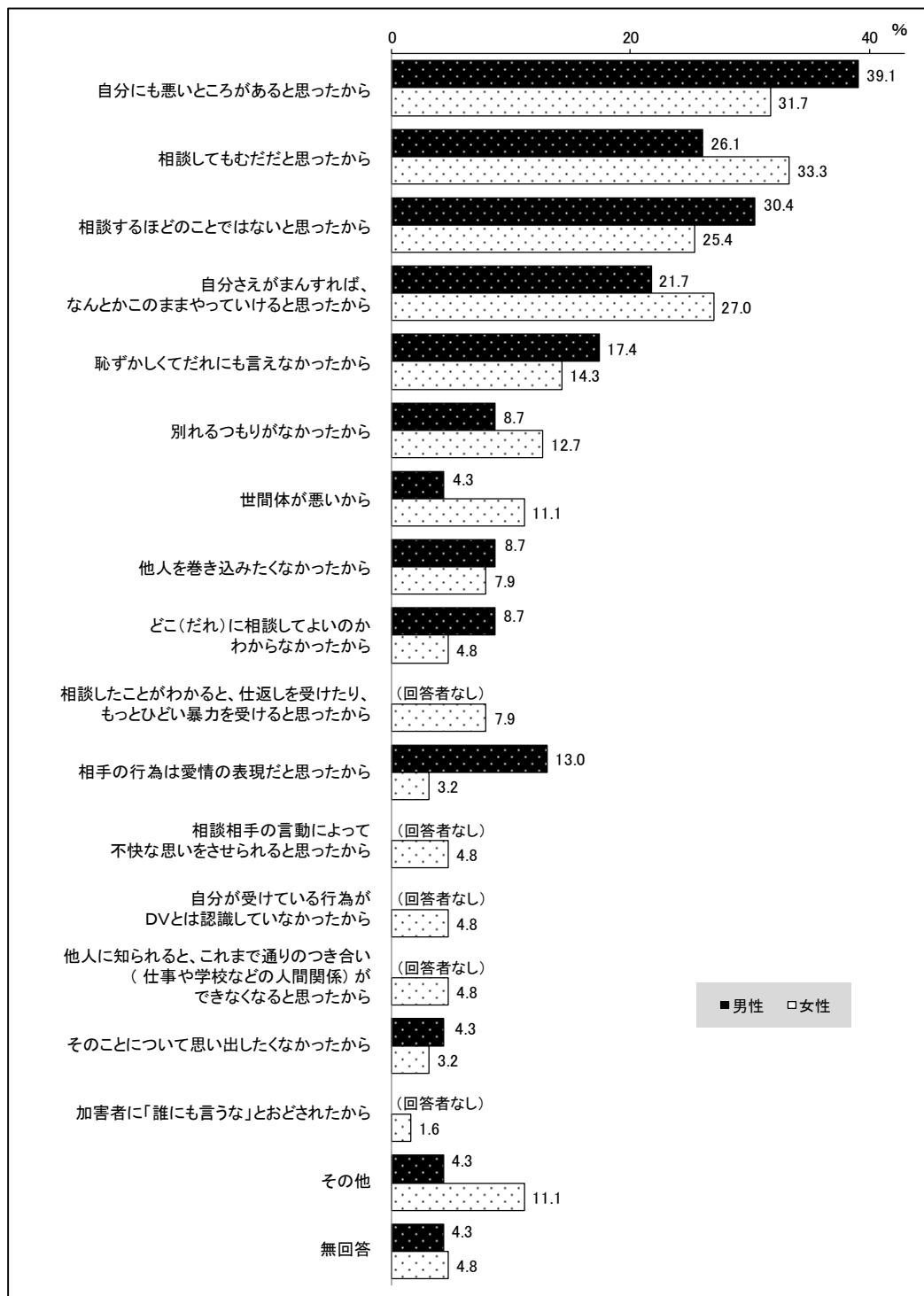
4) 相談しなかった理由

※問11で「15 どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。

問12 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる番号に○をつけてください。

【○はいくつでも】

「自分にも悪いところがあると思ったから」では、男性が女性より7.4ポイント高くなっている一方で、「相談してもむだだと思ったから」では、女性が男性よりも7.2ポイント高くなっている。



5) 交際相手からの暴力の被害経験

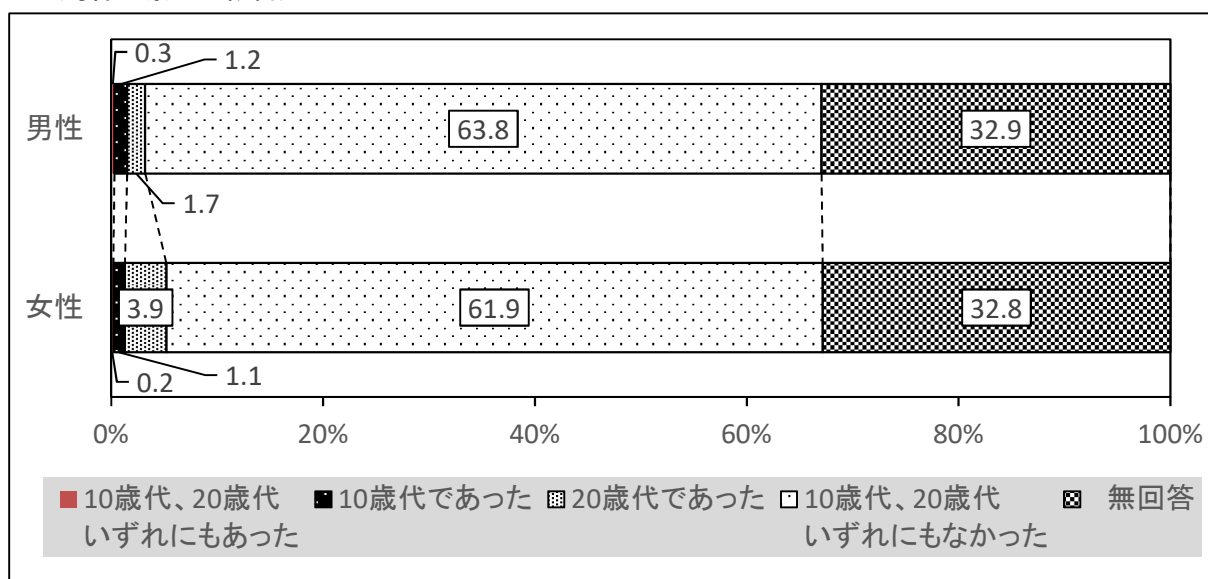
※問13は10歳代、20歳代の頃に交際相手（後に配偶者となった相手以外）がいた（いる）方のみお答えください。その他の方は問14へ進んでください。

問13 あなたは、10歳代、20歳代の頃に、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。各項目についてあてはまる番号（1～3）に○をつけてください。

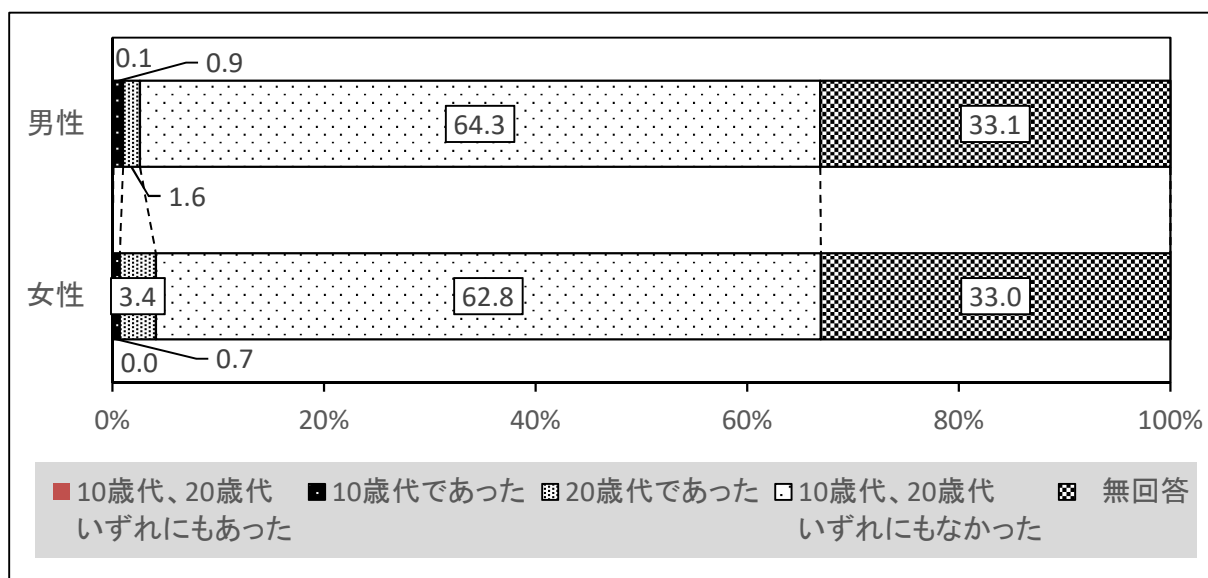
【○はいくつでも】

交際相手からの暴力はいずれの暴力でも男性より女性の被害経験が多くなっている。

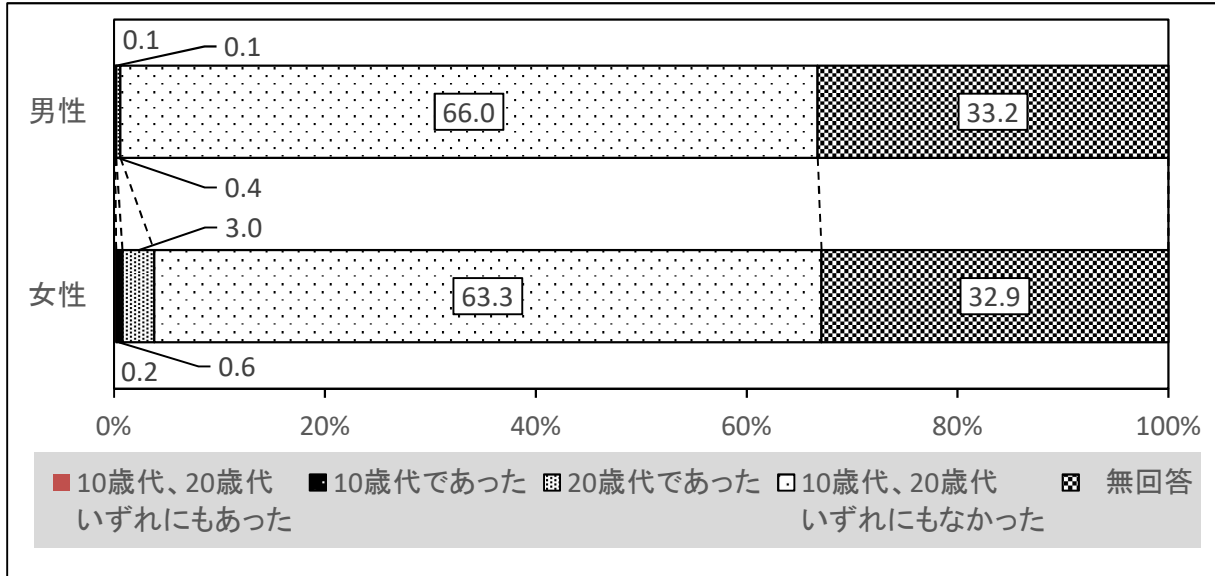
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた（身体的暴力の被害）



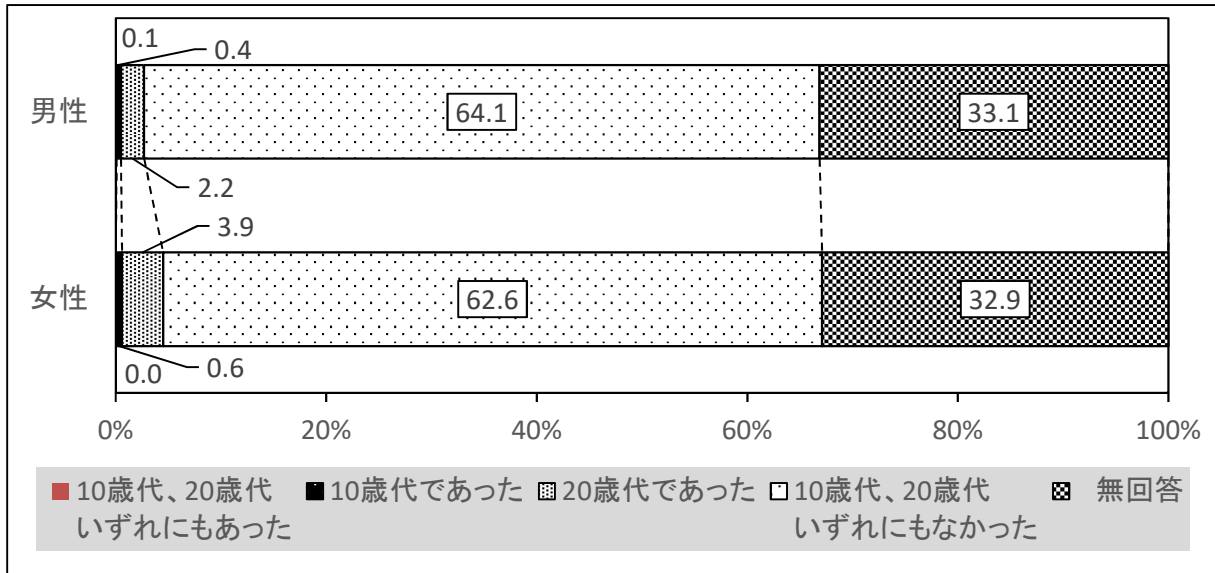
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた（精神的暴力の被害）



③いやがっているのに性的な行為を強要された（性的暴力の被害）



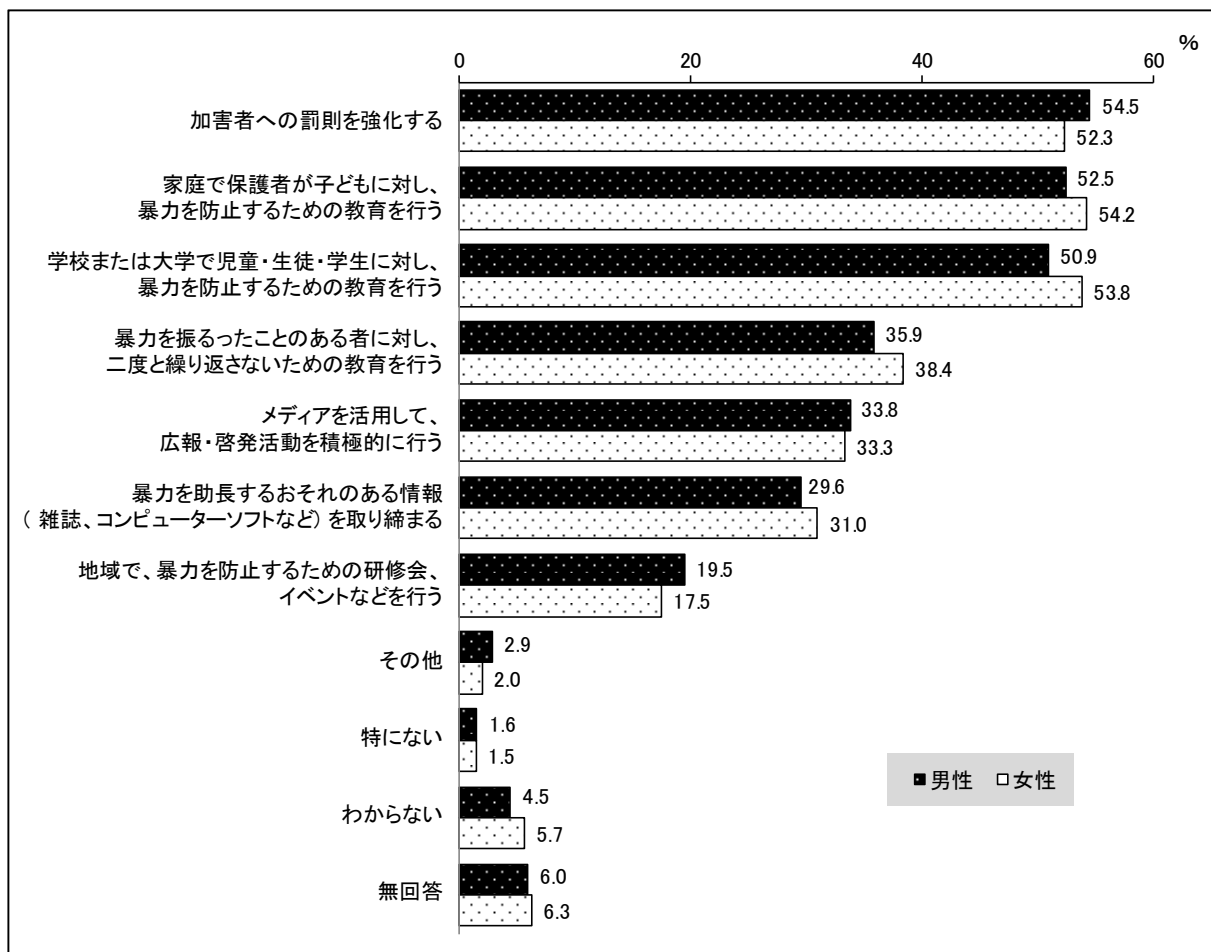
④借りたお金を返してくれなかったり、デート費用をいつも払わせられたりした（経済的暴力の被害）



6) 男女間における暴力を防止するために必要なこと

問 14 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。あてはまる番号に○をつけてください。
 【○はいくつでも】

「加害者への罰則を強化する」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」ことが必要との回答が多くなっている。



これまでの主な取り組み

年度	国の動き	香川県の動き
		○婦人相談所（平成8年8月女性相談センターに名称変更）において、「売春防止法」（昭和31年法律第118号）に基づく婦人保護事業を実施し、夫等からの暴力や生活身上に関する女性の心配ごと相談を行う
平成11年度	○「男女共同参画社会基本法」公布、施行（6月）	
平成12年度		○女性相談センターを児童相談所と統合し、子ども女性相談センター女性・保護課とする（4月）
平成13年度	○「配偶者暴力防止法」公布（4月）、施行（10月） ○『「女性に対する暴力をなくす運動」について』を男女共同参画推進本部決定（6月）	○民間宿泊施設を活用した一時保護体制を整備 ○警察において「配偶者暴力防止法」に基づく援助を開始 ○「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施 ○相談業務支援ネットワークを構築 ○子ども女性相談センターにメール相談を開設
平成14年度	○「配偶者暴力防止法」の配偶者暴力相談支援センター等にかかる規定について施行	○子ども女性相談センターの女性相談部門を“配偶者暴力相談支援センター”と位置付け（4月） ○「香川県男女共同参画推進条例」施行（4月） ○子ども女性相談センターに休日夜間電話相談員、心理担当職員を配置 ○保健福祉事務所（小豆総合事務所を含む）へ女性相談員を配置 ○各警察署に警察安全相談係を配置 ○一時保護施設等の夜間警備を強化 ○男女共同参画相談室を県庁内に設置（5月） ○DV被害者保護支援ネットワーク会議を設置（1月）
平成16年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布（6月）、施行（12月） ○改正「配偶者暴力防止法」における基本方針策定（12月）	○「香川県男女共同参画推進条例」改正（12月） ○子ども女性相談センター女性・保護課を女性課に改名
平成17年度		○警察本部に警察総合相談センターを設置（4月） ○一時保護所、婦人保護施設を増改築（～18年度） ○「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定（3月）
平成18年度		○子ども女性相談センターにおいて女性弁護士による法律相談を開始 ○一時保護所・婦人保護施設の定員変更（一時保護所5→6名、婦人保護施設6→7名） ○男女共同参画相談室において男性臨床心理士による心の相談を開始（8月） ○男女共同参画相談室を社会福祉総合センター内に移転し、かがわ男女共同参画相談プラザとする（11月） ○「支援者のための対応マニュアル」作成（3月）

平成19年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布（7月）、施行（1月） ○改正「配偶者暴力防止法」における基本方針策定（1月）	○DV被害者サポーターを養成
平成21年度		○警察本部に子ども・女性安全対策室を設置（4月） ○大学における若年層向け啓発を開始 ○社会福祉施設を活用した一時保護体制を整備 ○「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施
平成22年度		○DV予防啓発講師等派遣事業を開始
平成23年度		○「第2次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定（10月）
平成24年度		○外国人向けのパンフレット作成 ○DV防止啓発グッズ作成（トイレのステッカー、ジャンパー）
平成25年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布（7月）、施行（1月） ○改正「配偶者暴力防止法」における基本方針策定（12月）	○「香川県男女共同参画推進条例」改正（12月） ○「DV被害者の子どもを学校（園）で受け入れた場合の対応マニュアル」を作成、配布
平成26年度		○高校におけるデートDV出前講座を開始 ○DV防止街頭キャンペーンを実施 ○警察本部の警察総合相談センターと子ども・女性安全対策室を改組し、ストーカー・DV対策室を設置（4月） ○「医療関係者のためのDVシート」及び「医療関係者のための対応マニュアル」を作成、配布 ○「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施
平成27年度		○警察本部にストーカー・DV対策室を改組し、人身安全対策課を設置（4月） ○「第3次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定（1月）
平成28年度		○DV専門研修を開始
平成29年度	○警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮ダイヤル「#8103」の運用開始（8月）	○性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」を開設（4月）
令和元年度	○「配偶者暴力防止法」改正法公布（6月）、施行（令和2年4月） ○改正「配偶者暴力防止法」における基本方針策定（3月）	○DVによる虐待に対応するため警察本部の人身安全対策課に虐待対策係を設置（4月） ○児童相談所へ現職警察官を配置（4月） ○外国人向け多言語生活相談窓口「かがわ外国人相談支援センター」を開設（4月） ○「香川県民意識調査」を実施
令和2年度	○DV相談のための全国共通短縮ダイヤル「#8008」、性犯罪・性暴力被害相談のための全国共通短縮番号「#8891」運用開始（10月）	
令和3年度		○DV対応と児童虐待対応の連携強化や専門性向上のための研修を実施 ○民間シェルターとの連携によるDV被害者等自立生活援助事業を開始

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「困難女性支援法」公布（4月）、施行（令和6年4月） ○「困難女性支援法」における基本方針策定（3月） 	○香川県DV対応等連携会議を実施（2月）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」改正法公布（5月）施行（令和6年4月） ○改正「配偶者暴力防止法」における基本方針策定（9月） 	○警察本部の人身安全対策課と少年課を改組し、人身安全・少年課を設置（4月）

県内の主な相談窓口

女性相談支援センター・配偶者暴力相談支援センター

香川県子ども女性相談センター 087-835-3211（相談専用）または#8008
月～土曜日（年末年始・祝日を除く）9：00～21：00

性暴力被害者支援センター

性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」 087-802-5566 または#8891
月～金曜日 9：00～20：00
土曜日 9：00～16：00（年末年始・祝日を除く）
※上記以外の時間は、国が設置するコールセンターにつながります。

警察相談専用電話

#9110 または 087-831-0110
香川県警察本部または最寄りの警察署でも相談できます。緊急の場合は110番にお電話ください。

福祉事務所

高松市福祉事務所	087-839-2384	東かがわ市福祉事務所	0879-26-1231
丸亀市福祉事務所	0877-23-2201	三豊市福祉事務所	0875-73-3665
坂出市福祉事務所	0877-44-5027	東讃保健福祉事務所	0879-29-8264
善通寺市福祉事務所	0877-63-6371	中讃保健福祉事務所	0877-24-9960
観音寺市福祉事務所	0875-23-3957	小豆総合事務所	0879-62-1373
さぬき市福祉事務所	0879-26-9933		

【性別による差別的な取扱い、夫婦や家族の相談は】

○かがわ男女共同参画相談プラザ 087-832-3198
月～金曜日（年末年始・祝日を除く）8：30～17：00
メール相談 danjosoudan@able.ocn.ne.jp

【こころの相談は】

○香川県精神保健福祉センター 087-833-5560
月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9：00～16：30

【人権に関する相談は 高松法務局】

○女性の人権ホットライン ナビダイヤル 0570-070-810
月～金曜日（年末年始・祝日を除く）8：30～17：15

【女性こころの相談は】

○高松市男女共同参画センター 087-833-2285
毎日（火曜日・年末年始を除く）10：00～17：00

【多言語での相談は】

○かがわ外国人相談支援センター（場所：アイパル香川） 087-837-0411
毎日（月曜日・年末年始を除く）9：00～16：00

【法律相談は 法テラス香川】

○法テラス・サポートダイヤル 0570-078-374

平日 9:00~21:00、土曜 9:00~17:00

【望まない妊娠・思いがけない妊娠の相談は】

○かがわ妊娠SOS

メール相談 <https://www.kagawa-ninshinsos.com>

【生活困窮者自立支援事業 相談窓口】

○各市町・市町社協の相談窓口

自立相談支援センターたかまつ	087-802-1081
丸亀市自立相談支援センターあすたねっと	0120-783-294、0877-22-4976
坂出市健康福祉部ふくし課	0877-44-5007
坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078
ぜんつうじ生活自立相談支援センターつながるねっと	0120-279-482、0877-63-6401
観音寺市社会福祉協議会	0875-25-7752
さぬき市自立相談支援センターおうえんネット	0879-26-9940
東かがわ市社会福祉協議会	0879-26-1151
三豊市健康福祉部福祉課	0875-73-3015
三豊市社会福祉協議会	0875-63-1014
土庄町社会福祉協議会生活あんしんセンター	0879-62-2700
小豆島町社会福祉協議会生活あんしんセンター	0879-82-5318
三木町社会福祉協議会生活あんしんセンター	087-891-3317
直島町社会福祉協議会生活あんしんセンター	087-892-2458
宇多津町社会福祉協議会生活あんしんセンター	0877-49-0287
綾川町社会福祉協議会生活あんしんセンター	087-876-4221
琴平町社会福祉協議会生活あんしんセンター	0877-75-1371
多度津町社会福祉協議会生活あんしんセンター	0877-32-8501
まんのう町社会福祉協議会生活自立相談支援センター	0877-77-2991
香川県社会福祉協議会	087-861-2233

【すまい・生活・しごと総合サポート窓口 香川労働局】

○各公共職業安定所（ハローワーク）

高松公共職業安定所	087-869-8609
丸亀公共職業安定所	0877-21-8609
坂出公共職業安定所	0877-46-5545
観音寺公共職業安定所	0875-25-4521
さぬき公共職業安定所	0879-52-2595
東かがわ出張所	0879-25-3167
土庄公共職業安定所	0879-62-1411

かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画

令和6年3月

発行 香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10

TEL 087-832-3283 / FAX 087-806-0207

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomokatei/index.html>